

令和4年度

指定障害児通所支援事業者自主点検表（事業運営の手引き）

【児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

| | |
|--------|--|
| 事業所名 | |
| 所在市町村名 | |

※ 記載上の注意

各着眼点について、貴事業所における前年度以降の状況を、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。
また、特に補足することがある場合は、「確認結果」を記載してください。

指定障害児通所支援事業者自主点検表

| | |
|---------------|----------|
| 点検年月日 | 令和 年 月 日 |
| 点検担当者 職・氏名 | |

第1 基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 (根拠法令等) | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|--------|--|---|---|------|
| 1 一般原則 | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(1) 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づきサービスを提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じているか。（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第49号。以下「条例」という。）第3条第1項、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）第3条第1項）</p> <p>※ 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児で次に掲げる者 ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童 ・放課後等デイサービス 学校教育法第1条に規定する学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児 ・居宅訪問型児童発達支援 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援センター等児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児 ・保育所等訪問支援 保育所、幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児 <p>※平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（H24.8.31 事務連絡） 問98 保育所等訪問支援の訪問先として、放課後児童クラブを対象としてよいか。 答 事業の目的（障害のある児童とない児童が集団生活を営む施設に通っている障害児に対し、</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 運営規程 2 パンフレット 3 個別支援計画 4 ケース記録 | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>集団生活への適応訓練を供与する)を踏まえ、必要であれば対象として差し支えない。</p> <p>なお、障害児通所支援事業者等の障害児に対する専門的な支援を提供している施設、障害児入所施設や児童養護施設等の入所施設、障害児の自宅は対象外である。</p> <p>※確認のポイント ・通所支援計画の作成 ・支援に係る評価の有無</p> | | | |
| <p>対象：【全サービス】</p> <p>(2) 障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (条例第3条2項、省令第3条第2項)</p> <p>※確認のポイント ・利用者に係るアセスメントの実施や意向把握状況 ※放課後等デイサービスの提供に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない。(放課後等デイサービスガイドライン1(3)①)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 運営規程 2 パンフレット 3 個別支援計画 4 ケース記録 | |
| <p>対象：【全サービス】</p> <p>(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (条例第3条3項、省令第3条第3項)</p> <p>※確認のポイント ・連携に係る記録の内容 ※放課後等デイサービスガイドライン2(1)④、3(1)③、4(1)③「関係機関・団体や保護者との連携」参照</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 運営規程 2 パンフレット 3 個別支援計画 4 ケース記録 5 連携に係る記録 | |
| <p>対象：【全サービス】</p> <p>(4) 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (条例第3条第4項、省令第3条第4項)</p> <p>※確認のポイント ・責任者の設置 ・研修の実施 ※放課後等デイサービスガイドライン2(1)③、3(1)②、4(1)②「従業者等の知識・技術の向上」参照</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 運営規程 2 研修計画、研修実施記録 3 虐待防止関係書類 4 責任者の設置がわかる書類 | |
| <p>対象：【全サービス】</p> <p>(5) 障害児通所支援事業を行うため指定を受けようとする者は、法人となっているか。 ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定についてはこの限りでない。(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の15第2項第1号、条例第4条)</p> | <input type="checkbox"/> 法人である <input type="checkbox"/> 法人でない | 1 定款 2 運営規定 | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】</p> <p>(6) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。(条例第5条、省令第4条)</p> | <p><input type="checkbox"/>行うものとなっている</p> <p><input type="checkbox"/>行うものとなっていない</p> | <p>1 運営規程</p> <p>2 パンフレット</p> | |
| <p>対象：【放課後等デイサービス】</p> <p>(7) 放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。(条例第66条、省令第65条)</p> <p>※放課後等デイサービスガイドライン1(3)②基本活動を参照</p> | <p><input type="checkbox"/>行うものとなっている</p> <p><input type="checkbox"/>行うものとなっていない</p> | <p>1 運営規程</p> <p>2 パンフレット</p> <p>3 サービス内容に係る説明資料</p> | |
| <p>対象：【居宅訪問型児童発達支援】</p> <p>(8) 居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。(条例第72条の5、省令第71条の7)</p> | <p><input type="checkbox"/>行うものとなっている</p> <p><input type="checkbox"/>行うものとなっていない</p> | <p>1 運営規程</p> <p>2 パンフレット</p> <p>3 サービス内容に係る説明資料</p> | |
| <p>対象：【保育所等訪問支援】</p> <p>(9) 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。(条例第73条、省令第72条)</p> | <p><input type="checkbox"/>行うものとなっている</p> <p><input type="checkbox"/>行うものとなっていない</p> | <p>1 運営規程</p> <p>2 パンフレット</p> <p>3 サービス内容に係る説明資料</p> | |

第2 人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 (根拠法令等) | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|---------|--|--|---|------|
| 1 従業員の数 | <p>1 従業員の数について、次のいずれか該当する方法により、適正に算定されているか。 (条例第6条、省令第5条)</p> <p>対象：【児童発達支援】</p> <p>2 児童発達支援センター以外の場合 (条例第6条第1項・第2項、省令第5条第1項・第2項)</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が次のア又はイに掲げる数になっているか。 ア 障害児の数が10までのもの 2以上 イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(3) 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）をそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合 ウ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 労働条件通知書又は雇用契約書等</p> <p>2 資格証明書</p> <p>3 勤務計画表</p> <p>4 勤務実績記録</p> <p>5 タイムカード</p> <p>6 貸金台帳 ほか</p> | |

| | | | | |
|---------|---|--|---|--|
| 1 従業員の数 | <p>(4) 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> | | | |
| | <p>対象：【放課後等デイサービス】</p> <p>3 条例第67条第1項・第2項、省令第66条第1項・第2項</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が次のア又はイに掲げる数になっているか。 ア 障害児の数が10までのもの 2以上 イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>4 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>5 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ※常時見守りが必要な子どもへの支援等のために、必要に応じて児童指導員又は保育士を人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。 児童発達支援管理責任者が個々の子どもについて作成する放課後等デイサービス計画に基づき、適切</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 労働条件通知書又は雇用契約書等</p> <p>2 資格証明書</p> <p>3 勤務計画表</p> <p>4 勤務実績記録</p> <p>5 タイムカード</p> <p>6 貸金台帳 ほか</p> | |

| | | | | |
|---------|---|---|---------|--|
| 1 従業員の数 | <p>な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援の単位ごとに、従業者を統括する指導的役割の職員が配置されている必要があり、この職員には児童指導員等の資格を保有する者を充てる等、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。（放課後等デイサービスガイドライン2（1）①イ）</p> | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】</p> <p>6 児童発達支援センター以外で主として重症心身障害児を通わせる場合 （条例第6条第4項、第67条第4項、省令第5条第3項、第66条第3項）</p> <p>(1) 嘱託医 1以上 (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師） 1以上 (3) 児童指導員又は保育士 1以上 (4) 機能訓練担当職員 1以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1以上</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している <input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | 1 上記に同じ | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】</p> <p>7 指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の単位は、その提供が同時に1又は複数の障害児に一体的に行われているか。（条例第6条第4項、第67条第3項、省令第5条第4項、第66条第3項）</p> | <p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p> | 1 上記に同じ | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】</p> <p>8 児童指導員又は保育士のうち、1人以上は常勤になっているか。 （条例第6条第6項、第67条第6項、省令第5条第5項、第66条第5項）</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している <input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | 1 上記に同じ | |
| | <p>対象：【居宅訪問型児童発達支援】</p> <p>9 条例第72条の6、省令第71条の8</p> <p>(1) 訪問支援員 ・訪問支援を行うために必要な数 ・障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 ・1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること。）</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している <input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | 1 上記に同じ | |
| | <p>10 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している <input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | 1 上記に同じ | |

| | | | | |
|----------------|--|--|----------------|--|
| <p>1 従業員の数</p> | <p>、当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。</p> <p>1 1 9の(2)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 上記に同じ</p> | |
| | <p>対象：【保育所等訪問支援】</p> <p>1 2 条例第74条、省令第73条</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>1 3 1の(2)の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任になっているか。 (条例第74条第2項、省令第73条第2項)</p> | | <p>1 上記に同じ</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】</p> <p>1 4 3(1)の従業者の半数以上は児童指導員又は保育士であるか。（人員配置基準を超えて配置されたものについては適用されない。） (条例第6条7項、第67条第7項、省令第5条6項、第66条第6項)</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 上記に同じ</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】</p> <p>1 5 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤になっているか。 (条例第6条第8項、第67条第8項、省令第5条第6項、第66条第7項)</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 上記に同じ</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>1 6 児童発達支援センターの場合 (条例第7条第1・2・3項、省令第6条第1項・第2項) ただし、40人以下の指定児童発達支援事業所にあつては(3)の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては(4)の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1以上</p> <p>(2) 児童指導員又は保育士</p> <p>ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上</p> <p>イ 児童指導員 1以上</p> <p>ウ 保育士 1以上</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 上記に同じ</p> | |

| | | | | |
|----------------|---|--|----------------|--|
| <p>1 従業員の数</p> | <p>(3) 栄養士 1以上 (4) 調理員 1以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>17 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員をそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>18 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>19 児童発達支援センターで主として難聴児を通わせる場合 (条例第7条第1～4項、省令第6条第1～3項) (14の(1)から(5)は同じ)</p> <p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数</p> <p>(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数</p> <p>20 前項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、12に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、次に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 看護職員 1以上 (2) 機能訓練担当職員 1以上</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 上記に同じ</p> | |

| | | | | |
|---------------------------|---|--|--|--|
| <p>1 従業員の数</p> | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>2 1 児童発達支援センターで主として重症心身障害児を通わせる場合 (条例第7条第5項、省令第6条第4項) (14の(1)から(5)は同じ) に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師) 1以上 (2) 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>2 2 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における12のアに掲げる従業者の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 上記に同じ</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>2 3 14の(2)ア及び17の(1)の指定児童発達支援の単位は、その提供が同時に1又は複数の障害児に一体的に行われているか。 (条例第7条第7項、省令第6条第5項)</p> | <p><input type="checkbox"/>適切に行っている</p> <p><input type="checkbox"/>適切に行っていない</p> | <p>1 運営規程</p> <p>2 勤務表</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>2 4 12から16まで(14の(1)を除く)に規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する基準を者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者となっているか。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、14の(3)の栄養士及び14の(4)の調理員については、併せて設置する社会福祉施設の職務に従事させることができる。 (条例第7条第8項、省令第6条第6項)</p> | <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置している</p> <p><input type="checkbox"/>基準を満たして配置していない</p> | <p>1 運営規程</p> <p>2 勤務表</p> <p>3 組織体制図</p> | |
| <p>2 管理者</p> | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>1 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 (条例第8条、68条、72条の7、75条、省令第7条、67条、71条の9、74条)</p> | <p><input type="checkbox"/>専従の管理者を配置している</p> <p><input type="checkbox"/>兼務の管理者を配置している</p> <p>→<input type="checkbox"/>事業所の管理に支障はない</p> <p><input type="checkbox"/>事業所の管理に支障がある</p> | <p>1 上記に同じ</p> | |
| <p>3 従たる事業所を設置する場合の特例</p> | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】</p> <p>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)において「従たる事業所」を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所において、それぞれ常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する従業者が1人以上は確保されているか。 (条例第9条第1・2項、68条、省令第8条第1・2項、67条)</p> <p>※ 従たる事業所の設置要件(平24障発0330第12号第二の1(1)) 上記の人員配置のほか、次の要件を満たした場合に、「従たる事業所」を設置できる。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に配置している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に配置していない</p> | <p>1 勤務表</p> <p>2 組織体制図</p> <p>3 運営規程、重要事項説明書</p> <p>4 位置図</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <p>① 人員及び設備に関する基準</p> <p>ア 主たる事業所及び従たる事業所の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、従たる事業所において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 従たる事業所の利用定員が5人以上であること。</p> <p>ウ 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>② 運営に関する基準</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、従事者に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> | | | |
|--|--|--|--|--|

第3 設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 (根拠法令等) | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|--------------------------------|--|--|-----------------------------------|------|
| 1-1 設備 (児童発達支援センターであるものを除く) | 対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】 (1) 指導訓練室のほか、提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (条例第10条第1項、第69条第1項、省令第9条第1項、第68条第1項) ※放課後等デイサービス事業所の指導訓練室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターが児童発達支援事業を行う場合においては子ども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。 指導訓練室のほか、おやつや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、子どもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。 室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが望ましい。 備品については、遊具のほか、障害種別、障害特性及び発達状況に応じた支援ツールを備えることも考慮していくことが必要である。 (放課後等デイサービスガイドライン2 (1) ①ウ) | <input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない | 1 平面図 2 運営規程、重要事項説明書 3 現地確認 | |
| | 対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】 (2) 指導訓練室は訓練に必要な機械器具等を備えているか。 (条例第10条第2項、第69条第2項、省令第9条第2項、第68条第2項) | <input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない | 1 平面図 2 運営規程、重要事項説明書 3 現地確認 | |
| | 対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】 (3) 設備及び備品等は専ら指定児童発達支援の事業の用に供するものであるか。 ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りでない。 (条例第10条第3項、第69条第3項、省令第9条第3項、第68条第3項) | <input type="checkbox"/> 全て専用である <input type="checkbox"/> 一部兼用である <input type="checkbox"/> 多機能型事業所との兼用 <input type="checkbox"/> 多機能型事業所以外の事業所等の兼用 | | |
| | 対象：【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】 (4) 専用の事務室が望ましい。(他の事業と同一の事務室も可)、利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する。その他指定訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りでない。 (条例第72条の8、第76条、省令第71条の10、第75条) | <input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない | 1 平面図 2 運営規程、重要事項説明書 3 現地確認 | |
| 1-2 設備 (児童発達支援センターであ | 対象：【児童発達支援センター】 (1) 指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室及び厕所並びに提供に必要な設備及び備品等を設けているか。 | <input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない | 1 平面図 2 運営規程、重要事項説明書 | |

| | | | | |
|---------|--|--|-----------------------------------|--|
| るものに限る) | <p>ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、遊戯室、屋外遊技場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。</p> <p>(条例第11条第1項、省令第10条第1項)</p> | | 3 現地確認 | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(2) 設備の基準は次のとおりになっているか。(条例第11条第2項、省令第10条第2項)</p> <p>ただし、主として難聴児を通わせる事業所又は主として重度心身障害児を通わせる事業所にあつてはこの限りでない。</p> <p>① 指導訓練室</p> <p>ア 定員は、おおむね10人とすること。</p> <p>イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>② 遊戯室障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。</p> | <input type="checkbox"/> 基準どおり設置している <input type="checkbox"/> 基準どおり設置していない | 1 平面図 2 運営規程、重要事項説明書 3 現地確認 | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(3) (1)に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる事業所は聴力検査室を設けているか。(条例第11条第3項、省令第10条第3項)</p> | <input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない | 1 平面図 2 運営規程、重要事項説明書 3 現地確認 | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(4) (1)及び(3)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものになっているか。</p> <p>ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>(条例第11条第4項、省令第10条第4項)</p> | <input type="checkbox"/> 全て専用である <input type="checkbox"/> 一部兼用である <input type="checkbox"/> 多機能型事業所との兼用 <input type="checkbox"/> 多機能型事業所以外の事業所等の兼用 | 1 平面図 2 運営規程、重要事項説明書 3 現地確認 | |

第4 運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 (根拠法令等) | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|-----------------|--|---|---|-------------------|
| 1 利用定員 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービスは、その利用定員を10人以上としているか。</p> <p>ただし、主として重度心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>(条例第12条、第70条、省令第11条、第69条)</p> | <input type="checkbox"/> 基準どおりになっている <input type="checkbox"/> 基準どおりになっていない | 1 運営規程 2 重要事項説明書 | |
| 2 内容及び手続の説明及び同意 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 利用申込みがあったときは、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供開始について書面により利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(条例第13条第1項、第72条、第72条の12、80条、省令第12条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※ サービスの選択に必要な重要事項</p> <p>① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 等</p> <p>※ 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認しなければならない。</p> <p>※ 運営規程と重要事項説明書の不一致に注意すること。</p> <p>※ 子どもと保護者には、利用申込み時において、運営規定や支援の内容を理解しやすいように説明し、特に、利用者負担について丁寧に説明を行う必要があるため、児童発達支援管理責任者にも徹底しておく。</p> <p>(放課後等デイサービスガイドライン2(2)②)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 運営規程 2 重要事項説明書及び同意書 3 パンフレット 4 契約書 | 条例独自基準 (書面により) |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(条例第13条第2項、72条、第72条の12、80条、省令第12条第2項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※ 利用契約の成立時の書面に記載する事項(社会福祉法第77条第1項)</p> <p>① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> | <input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない | 1 契約書 2 重要事項説明書 | |

| | | | | |
|-----------------|--|--|---------------------|--|
| 2 内容及び手続の説明及び同意 | <p>② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p> <p>③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>⑤ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p> | | | |
| 3 契約支給量の報告等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) サービス提供に当たり、受給者証記載事項を受給者証に記載しているか。 (条例第14条第1項、72条、72条の12、80条、省令第13条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※ 受給者証記載事項</p> <p>① 指定児童発達支援の内容</p> <p>② 通所給付決定保護者に提供することを契約した月当たりの指定児童発達支援の量（契約支給量） ※ また、提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達支援の量も記載すること。（平24障発0330第12号第三の3(3)①）</p> <p>③ 当該事業者及びその事業所の名称</p> <p>④ その他必要な事項 等</p> | <p><input type="checkbox"/>記載している</p> <p><input type="checkbox"/>記載していない</p> | 1 受給者証（写） | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 (条例第14条第2項、72条、72条の12、80条、省令第13条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <p><input type="checkbox"/>超えていない</p> <p><input type="checkbox"/>超えている</p> | 1 受給者証（写） | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (条例第14条第3項、72条、72条の12、80条、省令第13条第3項、71条、71条の14、79条)</p> | <p><input type="checkbox"/>報告している</p> <p><input type="checkbox"/>報告していない</p> | 1 契約内容報告書控 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(4) 受給者証記載事項に変更があった場合は、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 (条例第14条第4項、72条、72条の12、80条、省令第13条第4項、71条、71条の14、79条)</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に取り扱っている</p> <p><input type="checkbox"/>適正に取り扱っていない</p> | 1 受給者証（写） 2 報告書控 | |

| | | | | |
|----------------|---|--|-----------------------------|--|
| 4 提供拒否の禁止 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。 (条例第15条、72条、72条の12、80条、省令第14条、71条、71条の14、79条)</p> <p>※ 正当な理由がある場合・拒んでいる場合の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用定員を超える利用申込みがあった場合 2 入院治療の必要がある場合 3 事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な支援を提供することが困難な場合 等 | <input type="checkbox"/> 拒んでいない <input type="checkbox"/> 拒んでいる 拒んでいる場合の理由 | 1 拒んでいる場合は、その理由の詳細を確認 | |
| 5 連絡調整に対する協力 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>サービス利用について、市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 (条例第16条、72条、72条の12、80条、省令第15条、71条、71条の14、79条)</p> <p>※障害児相談支援事業所の相談支援専門員が開催するサービス担当者会議の招集に対し、設置者・管理者あるいは児童発達支援管理責任者のうち、当該子どもの状況に精通した最もふさわしい者を参画させなければならない。</p> <p>サービス担当者会議に参画する担当者は、障害児支援利用計画案に位置づけられた放課後等デイサービス事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のある子どもが、他の子どもや地域社会から安易に切り離されないための配慮等、子どもの最善の利益の観点から意見を述べる事が重要である。障害児支援利用計画のモニタリング時には、その時点までの放課後等デイサービスの提供状況を踏まえて、課題への達成度や気づきの点等の情報を積極的に述べる事が重要である。(放課後等デイサービスガイドライン2(1)④ア)</p> | <input type="checkbox"/> 協力している <input type="checkbox"/> 協力していない | 1 連絡調整に関する記録等 | |
| 6 サービス提供困難時の対応 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等を紹介その他の必要な措置を講じているか。 (条例第17条、72条、72条の12、80条、省令第16条、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 相談記録 2 連絡調整及び紹介に関する記録等 | |
| 7 受給者証の確認 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>サービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の掲示する受給者証により、通所給付決定の有無、通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 (条例第18条、72条、72条の12、80条、省令第17条、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 確かめている <input type="checkbox"/> 確かめていない | 1 受給者証(写) | |

| | | | | |
|-----------------------|---|--|-------------------|--|
| | ※ 受給者証の更新の都度、同意を得てコピーし、保存することが望ましい。原本を保管しないこと。 | | | |
| 8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 通所給付決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (条例第19条第1項、72条、72条の12、80条、省令第18条第1項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 相談記録等 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 支給期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、必要な援助（申請勧奨等）を行っているか。 (条例第19条第2項、72条、72条の12、80条、省令第18条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない | 1 相談記録等 | |
| 9 心身の状況等の把握 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>サービスの提供に当たり、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 (条例第20条、72条、72条の12、80条、省令第19条、71条、71条の14、79条) ※障害種別や障害特性の理解や、障害種別や障害特性に応じた活動や支援方法に関すること、支援困難事例等については、児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関から助言や研修を受けること等により連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。(放課後等デイサービスガイドライン2(1)④ウ)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 心身状況等に関する課題分析結果 | |
| 10 県との連携等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) サービスの提供に当たり、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (条例第21条第1項、72条、72条の12、80条、省令第20条第1項、71条、71条の14、79条) ※医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等との連携体制を整えておく必要がある。 子どもの発達支援の連続性を保障するため、就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園や児童発達支援事業所等と連携し、情報の共有と相互理解に努めることが重要である。(放課後等デイサービスガイドライン2(1)④ウ、エ)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 連絡調整に関する記録等 | |

| | | | | |
|---------------------------------|---|--|--|------------------|
| 10 県との連携等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際して、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。(条例第21条第2項、72条、72条の12、80条、省令第20条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 サービス提供記録 2 連絡調整に関する記録等 | |
| 11 サービスの提供の記録 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) サービスを提供した際に、提供日、内容その他必要な事項を支援の提供の都度記録しているか。(条例第22条第1項、72条、72条の12、80条、省令第21条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※ サービス提供記録に必要な事項</p> <p>① 指定児童発達支援の提供日 ② 提供したサービスの具体的内容 ③ 利用者負担額等に係る必要な事項</p> | <input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない | 1 サービス提供記録 2 サービス提供実績記録票 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) サービス提供の記録に際し通所給付決定保護者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。(条例第22条第2項、72条、72条の12、80条、省令第21条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない | 1 サービス提供記録 2 サービス提供実績記録票 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 保護者からサービス提供の記録の開示を求められた場合に、障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めているか。(条例第22条第3項、72条、72条の12、80条、省令第21条第3項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | | 条例独自基準 (3) 全体 |
| 12 通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 通所給付決定保護者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。(条例第23条第1項、72条、72条の12、80条、省令第22条第1項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 限られている <input type="checkbox"/> 限られていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 契約書、重要事項説明書 2 費用に関する請求書(控)・領収書(控) | |

| | | | | |
|---------------------------------|--|--|---|--|
| 12 通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等 | <p>※ 曖昧な名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。</p> <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面で明らかにし、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)についてはこの限りではない。)</p> <p>(条例第23条第2項、72条、72条の12、80条、省令第22条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 契約書、重要事項説明書 2 同意書(又は同意が客観的に確認できるもの) 3 費用に関する請求書(控)・領収書(控) | |
| 13 通所利用者負担額の受領 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 指定サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から通所利用者負担額の支払を受けているか。(負担額が生じる場合は必ず受領すること。)</p> <p>(条例第24条第1項、第71条第1項、第72条の10第1項、80条、省令第23条第1項、第70条第1項、第71条の12、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 受領している <input type="checkbox"/> 受領していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 請求書(控)・領収証(控) 2 受給者証(控)、利用者負担に関する台帳 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(条例第24条第2項、第71条第2項、第72条の10第2項、80条、省令第23条第2項、第70条第2項、第71条の12第2項、79条)</p> <p>※法定代理受領を行っていない場合は、その理由を確認すること。</p> | <input type="checkbox"/> 受領している <input type="checkbox"/> 受領していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 領収証控 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、提供した便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。(条例第24条第3項、省令第23条第3項)</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 ただし、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費)</p> <p>① 障害児及び通所給付決定保護者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用(例：歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)</p> | <input type="checkbox"/> 支払を受けている <input type="checkbox"/> 支払を受けていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 契約書、重要事項説明書 2 運営規程 3 請求書(控)・領収証(控) | |

| | | | | |
|----------------------------|--|--|---|--|
| <p>13 通所利用者 負担額の受領</p> | <p>② 障害児及び通所給付決定保護者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用（例：クラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等）の支払を受けることとし、障害児通所給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払いを受けることは認められない。</p> <p>※ 食事の提供に要する費用（食費）について 食費については、実費相当額（契約に基づく額）を徴収できる。 なお、具体的な取扱いについては、「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平24厚告231）」を参照すること。</p> <p>※ お世話料、管理協力費等のあやふやな名目による費用の徴収や、全ての利用者に対して一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 なお、具体的な取扱いについては、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平24障発0330第31号）」を参照すること。 (条例第24条第4項、省令第23条第4項)</p> | | | |
| | <p>対象：【放課後等デイサービス】 (4) (1) 及び (2) のほか、提供した便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 (条例第71条第3項、省令第70条第3項)</p> | <p><input type="checkbox"/>支払を受けている <input type="checkbox"/>支払を受けていない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 契約書、重要事項説明書 2 運営規程 3 請求書（控）・領収証（控）</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】 (5) (1) から (4) の費用の額の支払を受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を交付しているか。 (条例第24条第5項、第71条第4項、省令第23条第5項、第70条第4項)</p> | <p><input type="checkbox"/>交付している <input type="checkbox"/>交付していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 領収証（控）</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】 (6) (3) 又は (4) のサービス提供に当たり、通所給付決定保護者に対しあらかじめ当該便宜の内容及び費用について説明し、同意を得ているか。 (条例第24条第6項、第71条第5項、省令第23条第6項、第70条第5項)</p> | <p><input type="checkbox"/>同意を得ている <input type="checkbox"/>同意を得ていない</p> | <p>1 契約書、重要事項説明書 2 同意書（同意が客観的に確認できるもの等）</p> | |
| | <p>対象：【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】 (7) 保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において支援を提供する場合、それに要した交通費の額の支払をを通所給付決定保護者から受けているか。 (条例第72条の10第3項、80条、省令第71条の12第3項、79条)</p> | <p><input type="checkbox"/>支払を受けている <input type="checkbox"/>支払を受けていない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 契約書、重要事項説明書 2 運営規程 3 請求書（控）・領収証（控）</p> | |

| | | | | |
|---------------------|---|--|---|--|
| 13 通所利用者負担額の受領 | <p>対象：【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(8) (1)、(2)及び(7)の費用の額の支払を受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を交付しているか。</p> <p>(条例第72条の10第4項、80条、第71条の12第4項、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 領収証(控) | |
| | <p>対象：【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(7)の交通費について、通所給付決定保護者に対しあらかじめ当該便宜の内容及び費用について説明し、同意を得ているか。</p> <p>(条例第72条の10第5項、80条、第71条の12第5項、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない | 1 契約書、重要事項説明書 2 同意書(同意が客観的に確認できるもの等) | |
| 14 通所利用者負担額に係る管理 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(1)他事業所の利用負担額も含め、利用負担額の管理(上限額管理)を行っている場合、指定児童発達支援及び指定通所支援に係る利用者負担額合計額の算定は適正か。</p> <p>(条例第25条、72条、72条の12、80条、省令第24条、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適正に管理している <input type="checkbox"/> 適正に管理していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 上限額管理依頼書 2 上限額管理関係書類 3 受給者証 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(2)上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他事業者等に通知しているか。</p> <p>(条例第25条、72条、72条の12、80条、省令第24条、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 報告等をしている <input type="checkbox"/> 報告等をしていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 利用者負担上限額管理結果票 | |
| 15 障害児通所給付費の額に係る通知等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(1)法定代理受領により市町村から障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、その額を通知しているか。</p> <p>(条例第26条第1項、72条、72条の12、80条、省令第25条第1項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 通知している <input type="checkbox"/> 通知していない | 1 通知書控 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(2)通所給付決定保護者から法定代理受領を行わないサービスの費用の額の支払を受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他(利用者が市町村に障害児通所給付費の請求をする上で)必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(条例第26条第2項、72条、72条の12、80条、省令第25条第2項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※法定代理受領を行っていない場合は、その理由を確認すること。</p> | <input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 サービス提供証明書控 | |

| | | | | |
|-------------------------|---|--|---|--|
| <p>16 指定児童発達支援の取扱方針</p> | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】（④、⑤を除く）【保育所等訪問支援（④、⑤を除く）】</p> <p>取扱方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>（条例第27条、72条、72条の12、80条、省令第26条、71条、71条の14、79条）</p> <p>①事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、適切な支援を行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>②従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項（計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>③事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>※放課後等デイサービスガイドライン1（3）「放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動」（4）「事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理」を参照</p> <p>④サービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の事項について自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 ・従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 ・設備及び備品等の状況 ・関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 ・障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他援助の実施状況 ・緊急時等における対応方法及び非常災害対策 ・サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 <p>⑤おおむね1年に1回以上、上記④の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> | <p><input type="checkbox"/>取扱方針は左記の基本方針に沿ったものとなっている</p> <p><input type="checkbox"/>取扱方針は左記の基本方針に沿ったものとなっていない</p> | <p>1 運営規程、重要事項説明書、パンフレット</p> <p>2 児童発達支援計画書、サービス提供記録</p> <p>3 心身状況等に関する課題分析結果</p> <p>4 各種会議録</p> <p>5 サービス提供の評価結果</p> | |
| <p>17 指定児童発達支援計画の作成</p> | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に、サービスに係る児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>（条例第28条第1項、72条、72条の12、80条、省令第27条第1項、71条、71条の14、79条）</p> | <p><input type="checkbox"/>担当させている</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> | <p>1 児童発達支援計画書</p> <p>2 計画作成に関する会議録</p> | |

| | | | | |
|-------------------------|---|---|---------------------------------------|--|
| <p>17 指定児童発達支援計画の作成</p> | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たり、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行っているか。</p> <p>（条例第28条第2項、72条、72条の12、80条、省令第27条第2項、71条、71条の14、79条）</p> <p>※子どもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、子どもの障害の状態だけでなく、子どもの適応行動の状況を、標準化されたアセスメントツールを使用する等により確認する。また、子どもの発育状況、自己理解、心理的課題、子どもの興味関心事となっていること、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている機関に関すること、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報をとり、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析する。</p> <p>保護者のニーズと子ども自身のニーズは必ずしも一致するわけではないので、子どものニーズを明確化していくことがまず求められる。また、発達段階にある子どものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握し対応していく必要がある。（放課後等デイサービスガイドライン3（1）①ア）</p> | <p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p> | <p>1 アセスメント等の記録 2 計画作成に関する会議録</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対し十分説明し、理解を得ているか。</p> <p>（条例第28条第3項、72条、72条の12、80条、省令第27条第3項、71条、71条の14、79条）</p> | <p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p> | <p>1 アセスメント等の記録</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、障害児の家族に対する援助及び他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>（条例第28条第4項、72条、72条の12、80条、省令第27条第4項、71条、71条の14、79条）</p> | <p><input type="checkbox"/>適切に行っている <input type="checkbox"/>適切に行っていない</p> | <p>1 児童発達支援計画書 2 計画作成に関する会議録</p> | |

| | | | | |
|------------------|--|---|---|--|
| 17 指定児童発達支援計画の作成 | <p>※放課後等デイサービスガイドライン3(1)①イ及びウを参照</p> <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置その他の情報通信機材（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>（条例第28条第5項、72条、72条の12、80条、省令第27条第5項、71条、71条の14、79条）</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 計画作成に関する会議録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、書面によりその同意を得ているか。</p> <p>（条例第28条第6項、72条、72条の12、80条、省令第27条第6項、71条、71条の14、79条）</p> | <input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない | 1 同意書（又は同意が客観的に確認できるもの） 2 児童発達支援計画書 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>（条例第28条第7項、72条、72条の12、80条、省令第27条第7項、71条、71条の14、79条）</p> | <input type="checkbox"/> 交付している <input type="checkbox"/> 交付していない | | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>（条例第28条第8項、72条、72条の12、80条、省令第27条第8項、71条、71条の14、79条）</p> <p>※モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断する。</p> <p>計画の見直しの際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容があっていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容を評価し、今後も支援内容を維持するのか、変更するの</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 児童発達支援計画書 2 計画作成に関する会議録 3 モニタリングの記録 | |

| | | | | |
|-------------------|--|---|---|--|
| 17 指定児童発達支援計画の作成 | かを判断していく。放課後等デイサービスの必要性が低くなった場合は、終結を検討する。（放課後等デイサービスガイドライン3（1）オ及びカ） | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>(条例第28条第9項、72条、72条の12、80条、省令第27条第9項、71条、71条の14、79条)</p> <p>① 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 児童発達支援計画書 2 モニタリングの記録 | |
| 18 児童発達支援管理責任者の責務 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(10) 児童発達支援計画に変更があった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(条例第28条第10項、72条、72条の12、80条、省令第27条第10項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 児童発達支援計画書 2 計画作成に関する会議録 3 モニタリングの記録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(条例第29条、72条、72条の12、80条、省令第28条、71条、71条の14、79条)</p> <p>①常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図れるよう技術的な指導及び助言を行うこと。</p> <p>②他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと。</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 サービス提供記録 2 各種会議録、研修記録 | |
| 19 相談・援助 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>(条例第30条、72条、72条の12、80条、省令第29条、71条、71条の14、79条)</p> <p>※放課後等デイサービスガイドライン2（2）③、2（2）②及び3（2）②「保護者に対する相談支援等」参照</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 サービス提供記録 2 相談記録等 | |

| | | | | |
|----------|---|---|--|--|
| 20 指導・訓練 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 (条例第31条第1項、72条、72条の12、80条、省令第30条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※放課後等デイサービスガイドライン4(1)①イ及びウを参照</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 児童発達支援計画書 2 サービス提供記録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 (条例第31条第2項、72条、72条の12、80条、省令第30条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 児童発達支援計画書 2 サービス提供記録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。 (条例第31条第3項、72条、72条の12、80条、省令第30条第3項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 児童発達支援計画書 2 サービス提供記録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(4) 常時1人以上の従事者を指導、訓練等に従事させているか。 (条例第31条第4項、72条、72条の12、80条、省令第30条第4項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 児童発達支援計画書 2 サービス提供記録 3 勤務計画表 4 勤務実績記録 5 タイムカード 6 貸金台帳 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(5) 障害児に対して、通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。 (条例第31条第5項、72条、72条の12、80条、省令第30条第5項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 受けさせていない <input type="checkbox"/> 受けさせている | 1 勤務実績記録 | |

| | | | | |
|-----------------|---|--|--|--|
| 21 食事 | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(1) 事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。 (条例第32条第1項、省令第31条第1項)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない <input type="checkbox"/> 食事提供を行っていない →食事提供を行っていない場合、(2)～(4)の項目省略 | 1 献立表等関係帳簿 | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(2) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 (条例第32条第1項、省令第31条第2項)</p> <p><県条例関係>（平成25年度分以降適用）</p> <p>【地産地消について】</p> <p>食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に 応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を図っているか。（条例第32条第2項）</p> | <input type="checkbox"/> 配慮している <input type="checkbox"/> 配慮していない | 1 献立表等 2 給食会議録 3 地産地消への取組方針 | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(3) あらかじめ作成された献立に従って調理を行っているか。 (条例第32条第3項、省令第31条第3項)</p> | <input type="checkbox"/> 献立に従っている <input type="checkbox"/> 献立に従っていない | 1 献立表等関係帳簿 | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(4) 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 (条例第32条第4項、省令第31条第4項)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 献立表等関係帳簿 | |
| 22 社会生活上の便宜の供与等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (省令第32条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p><県条例関係>（平成25年度分以降適用）</p> <p>教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めているか。 (条例第33条第1項、72条、72条の12、80条)</p> <p>【社会生活への配慮について】</p> <p>充実した日常生活につながるよう、利用者の要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めているか。 ※放課後等デイサービスガイドライン1(3)②を参照</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 行事に関する記録 2 利用者アンケート等 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 (条例第33条第2項、72条、72条の12、80条、省令第32条第2項、71条、71条の14)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に努めている <input type="checkbox"/> 適切に努めていない | 1 児童発達支援計画書 2 サービス提供記録 3 家族との連携の記録 | |

| | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|---|--------------------|------------------|--|-----------|--|
| 22 社会生活上の便宜の供与等 | <p>、79条)</p> <p>※学校への子どもの出欠や帰宅の状況について、保護者との連絡により確実に確認することが必要である。このため、設置者・管理者は、送迎時の対応について保護者と事前に調整しておくことが必要である。また、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、児童発達支援管理責任者や送迎を担当する従業者に対し徹底しておく必要がある。</p> <p>日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが重要である。(放課後等デイサービスガイドライン2(1)④ク)</p> | | | | | | | |
| 23 健康管理 | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(1) 事業者(児童発達支援センターである事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。この場合において、定期健康診断は少なくとも1年に2回行うものとする。</p> <p>(条例第34条第1項、省令第33条第1項)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 健康チェック記録 2 健康診断結果表 | | | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(2) 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <p>(条例第34条第2項、省令第33条第2項)</p> <table border="1" data-bbox="338 919 1368 1086"> <tr> <td data-bbox="338 919 770 1011">児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td> <td data-bbox="777 919 1368 1011">通所する障害児に対する障児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1016 770 1086">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="777 1016 1368 1086">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> | 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障児の通所開始時の健康診断 | 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 | <input type="checkbox"/> 適切に把握している <input type="checkbox"/> 適切に把握していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 健康診断結果表 | |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障児の通所開始時の健康診断 | | | | | | | |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 | | | | | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(3) 事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。(条例第34条第3項、省令第33条第3項)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 健康診断結果表 | | | | | |
| 24 緊急時等の対応 | <p>対象：【児童発達支援】 【児童発達支援センター】 【放課後等デイサービス】 【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>従業者は、現にサービスを提供しているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者、医療機関及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(条例第35条、72条、72条の12、80条、省令第34条、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 緊急時対応マニュアル 2 職員への周知に関する資料等 3 緊急対応時の記録 | | | | | |

| | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|
| 24 緊急時等の対応 | <p>※職員会議、掲示板等の方法によりあらかじめ従業員に対し、緊急時の対応方法に関して周知を図ること。</p> <p>※緊急時における対応について、「緊急時対応マニュアル」策定と児童発達支援管理責任者及び従業員への周知が必要である。</p> <p>特に常時、医療的ケアを必要とする子どもに対しては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を熟知しておくとともに、従業員に周知徹底しておく必要がある。（放課後等デイサービスガイドライン 2（3）①、3（3）①及び4（3）①）</p> | | | |
| 25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>サービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>（条例第36条、72条、72条の12、80条、省令第35条、71条、71条の14、79条）</p> | <input type="checkbox"/> 通知している <input type="checkbox"/> 通知していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 通知書控 | |
| 26 管理者の責務 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定児童発達支援事業所の従業員に運営に関する基準（本調書の各着眼点）を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>（条例第37条、72条、72条の12、80条、省令第36条、71条、71条の14、79条）</p> <p>※設置者・管理者は、放課後等デイサービスの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進める役割、児童発達支援管理責任者及び従業員の意識形成や効率的な配置を行う役割並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割が求められる。また、放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入等を通じて、常にその改善を図らなければならない。（放課後等デイサービスガイドライン2前文）</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 組織体制図 2 職務分担表 3 業務日誌等 4 職員会議録 | |
| 27 運営規程 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】</p> <p>指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>（条例第38条、省令第37条）</p> <p>① 目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間</p> <p>※ 報酬の算定に当たって、サービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないものとされていることから当該計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。</p> | <input type="checkbox"/> 適切に定めている <input type="checkbox"/> 適切に定められていない 適切に定められていない内容 | 1 運営規程 2 契約書、重要事項説明書 | |

| | | | | |
|----------------|--|------------------------------------|--|--|
| <p>27 運営規程</p> | <p>なお、指定障害児通所支援事業所等においては「標準的なサービス提供時間」をあらかじめ運営規程において定め、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行うこと。</p> <p>(平24障発0330第16第二の1(3))</p> <p>④ 利用定員</p> <p>※ 利用定員は事業所において、同時にサービスの提供を受けることができる障害児の上限をいうものであること。なお、複数の指定児童発達単位の単位が設置されている場合にあつては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。また、省令第11条(条令第12条)に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることに留意すること。(平24障発0330第12号第三の3第37条4号)</p> <p>⑤ 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>※ 「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、指定児童発達支援に係る通所利用者負担額のほかに、基準第23条第3項(この調書13の(3))に規定する額を指すものである。(平24障発0330第12号第三の3第37条5号)</p> <p>⑥ 通常の事業の実施地域</p> <p>※ 客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。(平24障発0330第12号第三の3第37条6号)</p> <p>⑦ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>※ 障害児がサービスの提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項(設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。(平24障発0330第12号第三の3第37条7号)</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>※ 省令第40条(条令第41条)に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。(平24障発0330第12号第三の3第37条9号)</p> <p>⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>※ 障害種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、サービスの提供に当たっては、障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から利用の申し込みがあった場合には、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものであること。(平24障発0330第12号第三の3第37条10号)</p> <p>⑪ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項</p> <p>※ 「虐待の防止のための措置」とは、虐待の防止に関する責任者の選定、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)、虐待防止委員会の設置等に関すること等を指すものである(平24障発。0330第12号第三の3第37条11号)</p> | <p>重要事項説明書やサービス提供の実態と整合していない内容</p> | | |
|----------------|--|------------------------------------|--|--|

| | | | | |
|----------------|--|---|---------------------------------|--|
| <p>27 運営規程</p> | <p>⑫ その他運営に関する重要事項 ※ 運営規程は、重要事項説明書の記載内容やサービス提供の実態と整合していること。</p> <p><県条例関係> 【虐待防止について】 ○ 「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」を運営規程に定めているか。</p> | <p><input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない</p> | | |
| | <p>対象：【放課後等デイサービス】 指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (条例第72条、省令第71条準用)</p> <p>① 目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定放課後等デイサービスの内容及び通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p><県条例関係> 【虐待防止について】 ○ 「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」を運営規程に定めているか。 ※事業の目的及び運営方針は、ガイドラインの総則に記載されている基本的役割、基本的姿勢や、地域での子どもや保護者の置かれた状況、放課後等デイサービス事業が公費により運営される事業であることを踏まえ、適切に設定する。 ※事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び従業者が積極的に関与できるように配慮する。 ※児童発達支援管理責任者及び従業者の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を始めとした運営規定の内容を丁寧に説明するとともに、様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図る。(放課後等デイサービスガイドライン2(1)②ア)</p> | <p><input type="checkbox"/> 適切に定めている <input type="checkbox"/> 適切に定められていない</p> <p>適切に定められていない内容</p> <p>重要事項説明書やサービス提供の実態と整合していない内容</p> <p><input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない</p> | <p>1 運営規程 2 契約書、重要事項説明書</p> | |

| | | | | |
|-------------|---|---|---|--|
| 27 運営規程 | <p>対象：【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (条例第72条の11、省令第71条の13、79条)</p> <p>① 目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p><県条例関係> 【虐待防止について】 ○「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」を運営規程に定めているか。</p> | <p><input type="checkbox"/>適切に定めている <input type="checkbox"/>適切に定められていない</p> <p>適切に定められていない内容</p> <p>重要事項説明書やサービス提供の実態と整合していない内容</p> <p><input type="checkbox"/>定めている <input type="checkbox"/>定めていない</p> | <p>1 運営規程 2 契約書、重要事項説明書</p> | |
| 28 勤務体制の確保等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 障害児に対し、適切なサービスが提供できるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 (条例第39条第1項、72条、72条の12、80条、省令第38条第1項、71条、71条の14、79条) ※ 原則として、月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。(平24障発0330第12号第三の3第38条1号)</p> | <p><input type="checkbox"/>勤務体制を定めている <input type="checkbox"/>勤務体制を定めていない</p> | <p>1 雇用契約書、労働条件通知書 2 事務分担表 3 勤務計画表</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 (条例第39条第2項、72条、72条の12、80条、省令第38条第2項、71条、71条の14、79条) ※ ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等も可能。 (平24障発0330第12号第三の3第38条2号)</p> | <p><input type="checkbox"/>当該事業所の従業者がサービス提供を行っている <input type="checkbox"/>第三者への委託等がある →外部委託をしている場合 <input type="checkbox"/>委託業務が適切である <input type="checkbox"/>委託業務が適切でない</p> | <p>1 勤務計画表 2 雇用契約書、労働条件通知書 3 勤務実績記録 4 タイムカード 5 貸金台帳 6 委託契約書</p> | |

| | | | | |
|-----------------|---|---|------------------------|--|
| 28 勤務体制の確保等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 事業者は、従業員の資質の向上のためにその研修の機会を確保しているか。 (条例第39条第3項、72条、72条の12、80条、省令第38条第3項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※具体的には自治体や障害児等関係団体が実施する研修等への児童発達支援管理責任者及び従業員の参加、事業所における勉強会の開催、事業所に講師を招いての研修会の実施、児童発達支援管理責任者及び従業員を他の事業所等に派遣しての研修、自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。(放課後等デイサービスガイドライン2(1)③イ)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 研修計画 2 研修記録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (条例第39条第4項、72条、72条の12、80条、省令第38条第4項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | | |
| 28-2 業務継続計画の策定等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (条例第39条の2第1項、72条、72条の12、80条、省令第38条の2第1項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 業務継続計画 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。(条例第39条の2第2項、72条、72条の12、80条、省令第38条の2第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 研修・訓練計画 2 研修・訓練記録 | |

| | | | | |
|-----------------|---|---|--|--|
| 28-2 業務継続計画の策定等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>(条例第39条の2第3項、72条、72条の12、80条、省令第38条の2第3項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | | |
| 29 定員の遵守 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>(条例第40条、72条、省令第39条、71条)</p> <p>※ 定員の遵守要件の緩和（平24障発0330第12号第三の3第39条）次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービス提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り、可能である。（ア、イを超えた受入は報酬の減算対象）</p> <p>※設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な生活環境と事業内容が確保されるよう、子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適正な利用定員を定めることが必要である。（放課後等デイサービスガイドライン2（1）①ア）</p> <p>ア 1日当たりの障害児の数が次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が50人以下の場合は、「利用定員×150/100」以下</p> <p>② 利用定員が51人以上の場合は、「(利用定員-50)×125/100+25」以下</p> <p>イ 過去3月間の障害児の延べ数が、以下に該当する場合</p> <p>① 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、「利用定員×開所日数×125/100」以下</p> | <input type="checkbox"/> 利用定員を超えていない <input type="checkbox"/> 利用定員を超えている → <input type="checkbox"/> 適正なサービス提供が行われている <input type="checkbox"/> 適正なサービス提供が行われていない → <input type="checkbox"/> 1日当たりの利用者数が受入者数の範囲内を超えている <input type="checkbox"/> 1日当たりの利用者数が受入者数の範囲内である → <input type="checkbox"/> 過去3月間の利用者数が受入者数の範囲内である <input type="checkbox"/> 過去3月間の利用者数が受入者数の範囲を超えている | 1 業務日誌等 2 サービス提供記録等 3 日々の利用者数及び月間の利用者数が確認できる書類 | |
| 30 非常災害対策 | <p>【防災・非常災害対策について】非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、非常災害時には、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。</p> <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p> <p>(条例第41条第1項、72条、省令第40条第1項、71条)</p> | <input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない | 1 消火設備等 2 点検記録 3 現地確認 | |

| | | | | |
|-----------|---|---|--------------------------------------|------------------|
| 30 非常災害対策 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、利用者（入所者）の障害の状態及び地域の自然的、社会的条件を踏まえ、想定される災害の種類ごとに、その規模及び想定される被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定しているか。（条例第41条第2項、72条、省令第40条第1項、71条）</p> <p><県条例関係>（平成25年度分以降適用） 下線部分（非常災害対策について以下同じ）</p> <p>※非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の避難方法や関係機関・団体への連絡体制を明確にし、職員間で周知を図っておくこと。（放課後等デイサービス2（3）②等）</p> | <input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない | 1 非常災害等の計画 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>(3) また、非常災害時には、地域の消防機関等への通報及び関係者との連絡体制を整備し、全ての従業員がその内容を熟知できるよう周知しているか。</p> <p>（条例第41条第2項、72条、省令第40条第1項、71条）</p> | <input type="checkbox"/> 整備・周知している <input type="checkbox"/> 整備・周知していない | 1 災害時通報系統図 2 関係機関通報リスト 3 職員会議録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行っているか。</p> <p>（条例第41条第3項、72条、省令第40条第2項、71条）</p> <p>※児童発達支援センターについては、少なくとも毎月1回行わなければならない。（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）第6条第4項）</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | 1 訓練実施記録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めているか。</p> <p>（条例第41条第4項、72条）</p> <p>※重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合、特に教育委員会や学校が休校や下校時刻を早める等の判断を発表した場合には、子どもの安全確保のために状況に応じて休所とする等適切な対処をするとともに、保護者や学校等関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。</p> <p>また、子どもごとの特性に応じた災害時発生時の対応について理解をしておく。特に、医療的ケアが必要な子どもについては、保護者や主治医との間で綿密に意思疎通を図っておくこと（放課後等デイサービスガイドライン2（3）②等）</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 協力機関リスト 2 関係機関との協議記録 | 条例独自基準 (5) 全体 |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者は、非常災害時には、地域の障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者を受け入れる等の支援に努めているか。</p> <p>（条例第41条第5項、72条）</p> | <input type="checkbox"/> 配慮している <input type="checkbox"/> 配慮していない | 1 関係機関との協議記録 | 条例独自基準 (6) 全体 |

| | | | | |
|-----------|---|---|---|--|
| 31 衛生管理等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(条例第42条第1項、72条、72条の12、省令第41条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※ 事業所は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意するものとする。(平24障発0330第12号第三の3第41条1号)</p> <p>① 必要に応じて保健所からの助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適正な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> | <input type="checkbox"/> 必要な管理を行っている <input type="checkbox"/> 必要な管理を行っていない | 1 講じている措置(対応)の確認 2 衛生管理マニュアル 3 インフルエンザ対応マニュアル等 | |
| 32 協力医療機関 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置(従業員へ周知等)を講ずるよう努めているか。</p> <p>(条例第42条第2項、72条、72条の12、80条、省令第41条第2項、71条、71条の14、79条)</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>※感染症又は食中毒が発生した場合や排泄物等に関する処理方法について対応マニュアルを作成、熟知しておく必要がある。</p> <p>食物アレルギーのある子どもについては、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応する。(放課後等デイサービスガイドライン2(3)⑤、3(3)⑤及び4(3)⑤)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 講じている措置(対応)の確認 2 感染症等対応マニュアル 3 委員会の開催記録 4 指針 5 研修・訓練計画 6 研修・訓練記録 | |
| 32 協力医療機関 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(条例第43条、72条、72条の12、省令第42条、71条、71条の14)</p> | <input type="checkbox"/> 協力医療機関を定めている <input type="checkbox"/> 協力医療機関を定めていない | 1 契約書 | |

| | | | | |
|-------------|---|--|-------------------------------|--|
| 32 協力医療機関 | <p>※ 協力医療機関は事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>※旧サービスから移行した児童発達支援・児童発達支援センターについては平成25年4月1日から、放課後等デイサービスについては平成25年10月1日から適用する。</p> | ない | | |
| 33 掲示 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (条例第44条第1項、72条、72条の12、80条、省令第43条第1項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 掲示している <input type="checkbox"/> 掲示していない | 1 重要事項の掲示状況の確認 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (条例第44条第2項、72条、72条の12、80条、省令第43条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 掲示している <input type="checkbox"/> 掲示していない | 1 重要事項の掲示状況の確認 | |
| 34 身体拘束等の禁止 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) サービス提供にあたっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはいないか。 (条例第45条第1項、72条、72条の12、80条、省令第44条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※従業者等（実習生やボランティアを含む）が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。（放課後等デイサービスガイドライン2（3）④）</p> | <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている（ことがある） | 1 身体拘束等廃止に向けたマニュアル等 2 関係記録 | |

| | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|
| <p>34 身体拘束等の禁止</p> | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(条例第45条第2項、72条、72条の12、80条、省令第44条第2項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて組織的に決定する必要がある。また、放課後等デイサービス計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得たうえで記載すること。</p> <p>管理者は、身体拘束を行った場合には、行った担当者又は児童発達支援管理責任者から、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受けること。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。</p> <p>(放課後等デイサービスガイドライン2(3)④、3(3)④、4(3)④)</p> | <p><input type="checkbox"/>記録している</p> <p><input type="checkbox"/>記録していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 関係記録</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(基準条例第45条第3項、72条、72条の12、80条、省令第44条第3項、71条、71条の14、79条)</p> | <p><input type="checkbox"/>講じている</p> <p><input type="checkbox"/>講じていない</p> | <p>1 委員会の設置</p> <p>2 指針の整備</p> <p>3 研修記録</p> | |
| <p>35 虐待等の禁止</p> | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(条例第46条第1項、72条、72条の12、80条、省令第45条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置等、必要な体制の整備が求められる。</p> | <p><input type="checkbox"/>行っていない</p> <p><input type="checkbox"/>行っている(ことがある)</p> | <p>1 虐待防止マニュアル等</p> <p>2 関係記録</p> | |

| | | | | |
|------------------|---|--|---|-----------------------------|
| <p>35 虐待等の禁止</p> | <p>設置者・管理者は、虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が発行する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童虐待防止法及び障害者虐待防止法について理解し、虐待の防止への取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにする。各都道府県で実施する研修を受講した場合には、事業所で伝達研修を実施することが重要である。</p> <p>児童発達支援管理責任者及び従業者が、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、子どもの状態の変化や保護者の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる必要がある。</p> <p>従業者等（実習生やボランティアを含む。）からの虐待（特に性的虐待）は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施する必要がある。（放課後等デイサービスガイドライン2（3）③、3（3）③及び4（3）③）</p> | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(条令第46条第2項、72条、72条の12、80条、省令第45条第2項、71条、71条の14、79条)</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> | <p><input type="checkbox"/> 講じている</p> <p><input type="checkbox"/> 講じていない</p> | <p>1 委員会の設置</p> <p>2 研修記録</p> <p>3 担当者の設置</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しているか。</p> <p>(条令第46条第3項、72条、72条の12、80条、省令第45条第3項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※従業者等（実習生やボランティアを含む。）からの虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）は、通所給付決定をした市区町村の窓口に通報すること。また保護者による虐待を発見した場合は、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告すること。（放課後等デイサービスガイドライン2（3）③、3（3）③及び4（3）③）</p> | <p><input type="checkbox"/> 協力している</p> <p><input type="checkbox"/> 協力していない</p> | <p>1 関係記録</p> | <p>条例独自基準</p> <p>(2) 全体</p> |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|--|--|
| 36 懲戒に係る 権限の濫用禁 止 | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p> <p>（条例第47条、省令第46条）</p> | <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている（ことがある） | 1 関係記録 | |
| 37 秘密保持 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>（1）従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>（条例第48条第1項、72条、72条の12、80条、省令第47条第1項、71条、71条の14、79条）</p> <p>※管理者、児童発達支援管理責任者及び従業者は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（放課後等デイサービスガイドライン2（3）⑦、3（3）⑦、4（3）⑦）</p> | <input type="checkbox"/> 適切に配慮している <input type="checkbox"/> 適切に配慮していない | 1 就業規則 2 採用時の誓約書等 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>（2）事業者は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>（条例第48条第2項、72条、72条の12、80条、省令第47条第2項、71条、71条の14、79条）</p> <p>※従業者と雇用契約時等に退職後も秘密の保持が必要である旨の取り決めを行う等の措置を講ずること。例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。（平24障発0330第12号第三の3第47条第2項）</p> <p>※従業者等または従業者等であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、誓約書の提出や雇用契約に明記する等、必要な措置を講じなければならぬ。（放課後等デイサービスガイドライン2（3）⑦）</p> | <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない | 1 講じている措置（対応）の確認 2 就業規則 3 採用時の誓約書等 | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>（3）指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意（包括的な同意で可）を得ているか。（条例第48条第3項、72条、72条の12、80条、省令第47条第3項、71条、71条の14、79条）</p> | <input type="checkbox"/> 同意を得ている <input type="checkbox"/> 同意を得ていない | 1 書面、同意書（又は同意が客観的に確認できるもの） | |

| | | | | |
|-------------|--|---|---|--|
| | ※ホームページや会報等に子ども又は保護者の写真や氏名を掲載する際には、保護者の許諾を得ることが必要である。(放課後等デイサービスガイドライン2(3)⑦) | | | |
| 38 情報の提供等 | 対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】 (1) 指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。(義務規定) (条例第49条第1項、72条、省令第48条第1項、71条) | <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない | 1 パンフレット 2 その他情報提供に関する資料等 | |
| | 対象：【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】 (1) 指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。(努力義務規定) (条例第64条の2、72条の12、80条、省令第63条の2、71条の14、79条) | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない | |
| | 対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】 (2) 当該事業者について広告をする場合、その内容は虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。 (条例第49条第2項、72条、64条の2、72条の12、80条、省令第48条第2項、63条の2、71条、71条の14、79条) | <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な表現はない <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な表現がある | 1 パンフレット、その他 広告に関する資料等 | |
| 39 利益供与等の禁止 | 対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】 (1) 障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (条例第50条第1項、72条、72条の12、80条、省令第49条第1項、71条、71条の14、79条) | <input type="checkbox"/> 供与していない <input type="checkbox"/> 供与している | | |
| | 対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】 (2) 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 (条例第50条第2項、72条、72条の12、80条、省令第49条第2項、71条、71条の14、79条) | <input type="checkbox"/> 収受していない <input type="checkbox"/> 収受している | | |
| 40 苦情解決 | 対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】 (1) その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。 | <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない | 1 苦情解決処理に関する規程等 2 重要事項説明書 | |

| | | | | |
|----------------|---|--|---|--|
| <p>40 苦情解決</p> | <p>(条例第51条第1項、72条、72条の12、80条、省令第50条、71条、71条の14、79条) ※「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。なお、当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。(平24障発0330第12号第三の3第50条第1項) ※放課後等デイサービスに対する子どもや保護者からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情(虐待に関する相談も含む)を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが求められる。放課後等デイサービスガイドライン2(2)④</p> | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】 (2)(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (条例第51条第2項、72条、72条の12、80条、省令第50条第2項、71条、71条の14、79条) ※苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(事業者が提供したサービスとは関係ないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 (平24障発0330第12号第三の3第50条第2項)</p> | <input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 苦情に関する記録 2 再発防止のために講じた措置の記録</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】 (3)提供したサービスに関し、法第21条の5の2第1項の規定により知事又は市町村長(以下「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは掲示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。 (条例第51条第3項、72条、72条の12、80条、省令第50条第3項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に対応している <input type="checkbox"/> 適切に対応していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 関係書類控</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】 (4)知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を知事等に報告しているか。 (条例第51条第4項、72条、72条の12、80条、省令第50条第4項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に対応している <input type="checkbox"/> 適切に対応していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 関係書類控</p> | |

| | | | | |
|-------------|---|--|--|--|
| 40 苦情解決 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(5) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(条例第51条第5項、72条、72条の12、80条、省令第50条第5項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 協力している <input type="checkbox"/> 協力していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 関係書類控 | |
| 41 地域との連携等 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(条例第52条第1項、72条、72条の12、80条、省令第51条第1項、71条、71条の14、79条)</p> <p>※放課後等児童クラブ等と連携を図りながら、子どもと放課後児童支援員等に対して、適切な支援を行っていくことが重要である。また、障害のある子どもができるだけ地域や他の子どもから切り離されないよう、地域の放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館との交流や他の子どもとの活動を企画することが望ましい。</p> <p>日頃から地域の行事や活動に参加できる環境を作るため、自治会の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連絡を密にする等の対応をとることが望ましい。</p> <p>関係機関との連携を円滑なものとするため、(地域自立支援)協議会子ども部会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体との関係性を構築しておく必要がある。(放課後等デイサービスガイドライン2(1)④カ及びキ)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 地域交流に関する記録、ちらし等 2 行事に関する記録 | |
| | <p>対象：【児童発達支援センター】</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。</p> <p>(条例第52条第2項、省令第51条第2項)</p> | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 相談記録等 | |
| 42 事故発生時の対応 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(条例第53条第1項、72条、72条の12、80条、省令第52条第1項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じている <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない | 1 事故対応マニュアル 2 職員への周知に関する資料等 3 損害賠償保険加入証明書 4 重要事項説明書 | |

| | | | | |
|----------------|---|--|--|--|
| 42 事故発生時の対応 | <p>※ 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくこと。 また、事業者は、損害賠償保険に加入することが望ましい。 (平24障発0330第12号第三の3第52条)</p> <p>※緊急時における対応方法について、「緊急時対応マニュアル」策定と従業者及び児童発達支援管理責任者への周知が必要である。(放課後等デイサービスガイドライン2(3)①)</p> | | | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。 (条例第53条第2項、72条、72条の12、80条、省令第52条第2項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 記録している <input type="checkbox"/> 記録していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 事故処置に関する記録</p> <p>2 再発防止のために講じた措置に関する記録</p> <p>3 関係機関への報告記録</p> | |
| | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(3) 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (条例第53条第3項、72条、72条の12、80条、省令第52条第3項、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 事故処置に関する記録</p> <p>2 損害賠償に関する書類</p> | |
| 43 身分を証する書類の携行 | <p>対象：【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (条例第72条の9、80条、省令第71条の11、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | <p>1 身分証</p> | |
| 44 会計の区分 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 (条例第54条、72条、72条の12、80条、省令第53条、71条、71条の14、79条)</p> | <input type="checkbox"/> 適切に区分している <input type="checkbox"/> 適切に区分していない | <p>1 会計に関する書類</p> | |
| 45 記録の整備 | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、次の記録についてサービスを完了した日から5年間保存しているか。 (条例第55条第1項、72条、72条の12、80条、省令第54条、71条、71条の14、79条)</p> <p>① 児童発達支援に係る必要な事項の提供記録</p> <p>② 児童発達支援計画</p> | <input type="checkbox"/> 適切に行っている <input type="checkbox"/> 適切に行っていない | <p>1 関係記録</p> | |

| | | | | |
|----------|---|---|------------|--|
| 45 記録の整備 | ③ 通所給付決定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | | |
| | 対象：【児童発達支援】 【児童発達支援センター】 【放課後等デイサービス】 【居宅訪問型児童発達支援】 【保育所等訪問支援】 <県条例関係> (2) 【情報開示について】 ○給付決定保護者から利用者に係る記録の開示を求められた場合は、利用者の不利益にならない範囲で、可能な限り開示するよう努めているか。(条例第55条第2項、72条、72条の12、80条) | <input type="checkbox"/> 努めている <input type="checkbox"/> 努めていない | 1 情報開示関係書類 | |

第5 変更の届出等

| 主眼事項 | 着眼点 (根拠法令等) | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|---------|--|--|-----------|------|
| 1 変更の届出 | <p>対象：【全サービス】</p> <p>次の事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に知事に届け出ているか。(法第21条の5の20第1項、法施行規則第18条の35第1項)</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>④ 事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>※当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、届け出なければならない。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に届け出ている</p> <p><input type="checkbox"/>適正に届け出していない</p> <p>→<input type="checkbox"/>10日以内に届け出ている</p> <p><input type="checkbox"/>ない</p> <p><input type="checkbox"/>届け出していない</p> <p>届け出していない内容</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | 1 変更届 (控) | |

第6 障害児通所給付費等の算定及び取扱い（基本事項等）

| 主眼事項 | 着眼点（根拠法令等） | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|-------------------|---|--|-------------------------|------|
| 1 基本事項等 (共通事項) | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(1) サービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数」により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p style="text-align: right;">(平24厚告122、平24厚告128)</p> <p>※地域区分 岡山市：7級地、岡山市以外：その他</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(2) 端数処理は適正に行われているか。</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理 加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算する。 (平24障発0330第16第二の1(1)①) 例：児童発達支援センター（難聴児の場合。利用定員21人以上30人以下） ・地方公共団体の設置する施設 $1,190 \text{ 単位} \times 965 / 1000 = 1,148.35 \rightarrow 1,148 \text{ 単位}$ ・定員超過による減算 $1,148 \text{ 単位} \times 0.70 = 803.6 \rightarrow 804 \text{ 単位}$ ※$1,190 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 803.845$として四捨五入するのではない。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、切り捨てる。 (平24障発0330第16第二の1(1)②) 例：前記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は2級地） ・$804 \text{ 単位} \times 22 \text{ 回} = 17,688 \text{ 単位}$ ・$17,688 \text{ 単位} \times 10.99 \text{ 円} / \text{単位} = 194,391.12 \text{ 円} \rightarrow 194,391 \text{ 円}$</p> | <input type="checkbox"/> 適正に行われている <input type="checkbox"/> 適正に行われていない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(3) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援にかかる報酬を算定していないか（ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない）。また、同様に、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定していないか。</p> <p style="text-align: right;">(平24障発0330第16第二の1(2))</p> | <input type="checkbox"/> 算定していない <input type="checkbox"/> 算定している 一特別な事情 <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(4) 障害児通所支援のサービス提供時間について標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定め、サービスの提供開始に当たって、通所給付費決定保護者に対し、事前に十分説明を行っているか。</p> | <input type="checkbox"/> 説明している <input type="checkbox"/> 説明していない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |

| | | | | |
|---------------------------|---|--|--|--|
| <p>1 基本事項等 (共通事項)</p> | <p>(平24障発0330第16第二の1(3))</p> <p>※ 障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害児通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないとされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。</p> | | <p>2 運営規程 3 契約書、重要事項説明書 4 通所支援計画 5 活動記録</p> | |
| | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(5) 基本報酬について、次のいずれかに該当する利用(入所)定員の規模に応じて適正に算定されているか (平24障発0330第16第二の1(4))</p> <p>① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用(入所)定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、共生型障害児通所支援事業所については、共生型障害児通所支援の利用定員、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービスの利用定員又は介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち、多機能型による従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定する。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p>多機能型事業所 →<input type="checkbox"/>該当 <input type="checkbox"/>非該当</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 運営規程 3 組織体制図 4 勤務計画表 5 勤務実績記録 6 タイムカード 7 賃金台帳</p> | |
| | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(5-2) 医療的ケア区分ごとの単価の取扱いについて</p> <p>指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下（5の2）において「指定児童発達支援事業所等」という。）において、医療的ケアスコア（通所報酬告示第1の1の表（以下「医療的ケアスコア表」という。）の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が3点以上の児童（以下「医療的ケア児」という。）に対して、以下に定める数の看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を配置して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分（以下「医療的ケア区分」という。）に応じた基本報酬を算定できる。</p> <p>① 配置が必要な看護職員数（平24障発0330第16第二の1(4)の2)①)</p> <p>医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に当たっては、医療的ケア区分に応じて、以下の人数の看護職員の配置を求めるものとする。</p> <p>(一) 医療的ケア区分3（医療的ケアスコアが32点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケ</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 運営規程 3 組織体制図 4 勤務計画表 5 勤務実績記録</p> | |

| | | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|
| <p>1 基本事項等 (共通事項)</p> | <p>ア児 1人につき看護職員をおおむね1名</p> <p>(二) 医療的ケア区分2 (医療的ケアスコアが16点以上の場合をいう。以下同じ。)の医療的ケア児 2人につき看護職員をおおむね1名</p> <p>(三) 医療的ケア区分1 (医療的ケアスコアが3点以上の場合をいう。以下同じ。)の医療的ケア児 3人につき看護職員をおおむね1名</p> <p>② 算定要件となる看護職員の人数の取扱い (平24障発0330第16第二の1(4)の2)②</p> <p>(一) 配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数の算出方法</p> <p>医療的ケア児1人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数 (以下「必要看護職員数」という。)を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア区分3 1 ・医療的ケア区分2 0.5 ・医療的ケア区分1 0.33 <p>当該月に指定児童発達支援事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の、医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。</p> <p>(例) 医療的ケア区分2の医療的ケア児1人は8日利用し、医療的ケア区分1の医療的ケア児は2人のうち、1人は10日、もう1人は15日利用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア区分2 8人日×0.5人=4人 ・医療的ケア区分1 (10+15)人日×0.33人=8.25 ・合計12.25人 <p>(二) 実際に配置した看護職員の一月の延べ人数の算出方法</p> <p>医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数 (以下「配置看護職員数」という。)を合計するものとする。このとき、医療的ケア児に指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス (以下、(5)の2)において「指定児童発達支援等」という。)を提供する時間帯を通じて配置した人員を1として数えるものとする。</p> <p>※医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事する看護職員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ従事する看護職員の場合は、2人が必要となる。</p> <p>※医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事した場合に1人として数える (提供時間帯の2分の1のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の2分の1には配置しなかった場合は0人とする)。</p> <p>※指定通所基準第5条第3項又は第66条第3項の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合</p> | | | |
|---------------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|
| <p>1 基本事項等 (共通事項)</p> | <p>計数に含める看護職員は本項の人数に計上できないものとする。 ※医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯において、実際に医療的ケアを提供したかどうかは問わない。</p> <p>③ 算定される単位数 (平24障発0330第16第二の1(4)の2)③</p> <p>②の(二)の方法により算出した、配置看護職員数の1月間の延べ人数(以下「配置看護職員合計数」という。)が、②の(一)の算出方法により算出した、必要看護職員数の1月間の延べ人数(以下「必要看護職員合計数」という。)以上の場合に、当該月の報酬の請求において、医療的ケア児が利用した全ての日について、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できるものとする。</p> <p>なお、配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となる場合、配置看護職員数が必要看護職員数を最も下回っている日について、②の(一)及び(二)の算出方法から除外して算出することを可能とする。このとき、除外した日に利用した医療的ケア児の報酬については、医療的ケア区分に応じた基本報酬ではない基本報酬を算定するものとする。</p> <p>ただし、医療的ケア児が利用した日において看護職員が配置されなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。</p> <p>なお、この場合の「配置されなかった日」とは、提供時間帯の全てにわたり配置されていなかった日とするので、②の(二)における「配置」の考え方とは異なる点に留意されたい。</p> <p>(例) 利用定員10人の指定児童発達支援事業所で、医療的ケア区分2の医療的ケア児を支援したときに請求する報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事した日 1,885単位 ・医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯の一部だけ看護職員が従事した日 1,885単位 ・医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事しなかった日 885単位 <p>※実際に配置した1月間の看護職員数の延べ人数が、配置が必要な看護職員数の1月間の延べ人数未満の場合、当該月の指定児童発達支援等に係る報酬について、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。</p> | | | |
| <p>2 定員超過利用減算 (70%)</p> | <p>対象：【児童発達支援】【児童発達支援センター】【放課後等デイサービス】</p> <p>(1) 定員超過に該当する場合の所定単位数 ((一)又は(二)を確認) 障害児の数が次のいずれかに該当する場合に、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(児童発達支援：平24厚告122別表第1の1の注3、平24厚告271・一)</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 利用実績の確認できる</p> | |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|--------------|--|
| <p>2 定員超過利用減算 (70%)</p> | <p>※ 当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置された場合）を除く）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない。（平24障発0330第16第二の1(5)）</p> <p>例：利用定員10人の指定児童発達支援事業所において、児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を算定している場合 $(827\text{単位}+12\text{単位}) \times 70/100=587.3 \rightarrow 587\text{単位}$</p> <p>・障害児通所支援事業所の場合</p> <p>(一) 一日あたりの利用実績による定員超過利用減算の具体的な取扱い</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 一日の障害児の数が利用定員$\times 150/100$を超える場合</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 一日の障害児の数が$(\text{定員}-50) \times 25/100+25$を超える場合</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績が次のいずれかに該当する場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>直近の過去3月間の障害児の延べ数が、</p> <p>ア 定員12人以上の事業所等の場合、利用定員\times開所日数$\times 125/100$を超える場合</p> <p>イ 定員11人以下の事業所等の場合、$(\text{利用定員}+3) \times$開所日数を超える場合</p> <p>※ 1月、2月及び3月の3月間の場合、4月分を減算する。（H20.3.31厚生労働省Q&A Vol.3 問7）</p> <p>例：利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合 $30\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{月}=1,980\text{人}$ $1,980\text{人} \times 1.25=2,475\text{人}$（受入れ可能延べ障害児数）</p> <p>※ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。</p> <p>(三)多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い</p> <p>多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様、当該多機能型事業所等が行う複数のサービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。</p> <p>(例1) 利用定員30人の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 $\rightarrow 10\text{人} \times 150\%=15\text{人}$（利用定員を超えて5人まで受入可能） ・生活介護 $\rightarrow 20\text{人} \times 150\%=30\text{人}$（利用定員を超えて10人まで受入可能） <p>※ サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> | <p>1日当たりの利用実績超過</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> <p><input type="checkbox"/>該当あり</p> <p>\rightarrow<input type="checkbox"/>減算対象</p> <p><input type="checkbox"/>減算対象外</p> <p>過去3月間の利用実績超過</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> <p><input type="checkbox"/>該当あり</p> <p>\rightarrow<input type="checkbox"/>減算対象</p> <p><input type="checkbox"/>減算対象外</p> <p>多機能型事業所</p> <p>\rightarrow<input type="checkbox"/>該当</p> <p><input type="checkbox"/>サービスごとに算出している</p> <p><input type="checkbox"/>サービスごとに算出していない</p> <p><input type="checkbox"/>定員超えの事例なし</p> <p><input type="checkbox"/>非該当</p> | <p>帳簿書類等</p> | |
|-------------------------|--|---|--------------|--|

| | | | | |
|-------------------------------------|--|--|--|--|
| <p>2 定員超過利用減算 (70%)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援→ 15人 ・生活介護→ 30人 <p>(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 → 10人×22日×3月=660人 660人×125%=825人(利用定員を超える受入可能人数165人) ・生活介護 → 20人×22日×3月=1,320人 1,320人×125%=1,650人(利用定員を超える受入可能人数330人) <p>※ サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援→ 825人 ・生活介護→ 1,650人 <p>(四) 障害児入所支援における定員超過利用減算の取扱い (省略)</p> <p>(五) (一)、(二)、(三)及び(四)における障害児の数の算定に当たっては、次の①又は②に該当する障害児を除くことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合 ② 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合 <p>(六) 知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が継続する場合は、特別な理由がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、事業所等は減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。</p> <p>※減算の対象とはならない範囲で恒常的に定員超過利用をさせている場合は、その理由を確認するとともに、定員の増員の手続きを指導すること。</p> | | | |
| <p>3 人員欠如減算 (70%) (50%)</p> | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】【居宅訪問型児童発達支援】【保育所等訪問支援】</p> <p>(1) 人員欠如に該当する場合の所定単位数従業者の員数が次のいずれかに該当する場合に、所定単位数に100分の70(又は100分の50)を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(児童発達支援：平24厚告122別表第1の1の注3(1)、平24厚告271・一)</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 勤務実績の確認できる</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| <p>3 人員欠如減算 (70%) (50%)</p> | <p>(一)算定される単位数 ①児童指導員及び保育士の欠如については、次のとおり。 ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70 イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50 ②児童発達支援管理責任者の人員欠如については、次のとおり。 ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70 イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50 ※ ①及び②の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を算定している場合にあっては、当該加算を合算した単位数）とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。（平2430障発0330第165第二の1(6)）</p> <p>(二)人員欠如減算の具体的取扱い ① 指定通所基準の規定により配置すべき従業者については、次のとおり。 ア 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、該当単位の障害児の全員について減算される。 イ 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、該当単位の障害児の全員について減算される。 ② ①以外の人員欠如（児童発達支援管理責任者等）については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、該当単位の障害児の全員について減算される。 ただし、翌月の末日において人員基準を満たしている場合を除く。 ③ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、該当単位の障害児の全員について減算される。 ただし、翌月の末日において人員基準を満たしている場合を除く。 ④ 多機能型事業所等であって複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の該当単位の障害児全員について減算される。</p> | | <p>帳簿書類等</p> | |
| <p>4 通所支援計画未作成減算 (70%) (50%)</p> | <p>対象：【全サービス（指定医療機関を除く）】 (1) 通所支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数 通所支援計画の作成が適切に行われていない場合に、所定単位数に100分の70（又は100分の50）を乗じて得た数を算定しているか。（児童発達支援：平24厚告122別表第1の1の注3（2）、平24厚告271・一）</p> <p>(一)算定される単位数 ①減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70 ②減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 個別支援計画作成にかかる一連の書類</p> | |

| | | | | |
|--|---|--|----------------------|--|
| <p>4 通所支援計画未作成減算 (70%) (50%)</p> | <p>※ ①及び②当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）及び訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を算定している場合）にあつては、当該加算を合算した単位数）とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。（平2430障発0330第165第二の1(7)）</p> <p>例：保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を算定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (988単位+679単位) × 70 / 100 = 1,166.9 → 1,167単位 <p>(一) 通所支援計画未作成減算の具体的取扱い</p> <p>次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画が作成されていない。 ② 通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。 <p>(二) 児童発達支援管理責任者が作成する通所支援計画に係る一連の業務の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アセスメント、支援内容の検討 ② 通所支援計画の原案の作成 ③ サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議の開催 ④ 通所支援計画の原案の内容について通所給付決定保護者及び障害児への説明、文書による同意、交付 ⑤ 通所支援計画の作成後のモニタリング ⑥ 通所支援計画の見直し、必要に応じて変更 <p>※ 通所支援計画の見直しについて</p> <p>通所支援計画については、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画の変更を行うこと。</p> <p>(三) 知事は当該規定を遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別の事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> | | | |
| <p>5 自己評価結果等未公表減算</p> | <p>対象：【児童発達支援】【放課後等デイサービス】</p> <p>(1) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数</p> <p>質の評価及び改善の内容を公表していない場合に、所定単位数に100分の85を乗じて得た単位数を算定しているか。（児童発達支援：平24厚告122別表第1の1の注3(2)、平24厚告271・一）</p> <p>※当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を算定している場合）にあつては、当該加算を合算した単位数）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではない。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 HP、SNS等のコピー</p> | |

| | | | | |
|----------------|--|--|--|--|
| 5 自己評価結果等未公表減算 | <p>(一) 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算する。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消するに至った月まで、障害児全員について減算する</p> <p>(二) 都道府県知事は、当該規定を順守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取り消しを検討するものとする。</p> | | | |
| 6 身体拘束廃止未実施減算 | <p>対象：【全サービス】</p> <p>身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の場合の所定単位数</p> <p>1日につき5単位を所定単位数から減算する。なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。(平24厚告122別表第1の1の注5、平24厚告271・一)</p> <p>①当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</p> <p>なお、都道府県知事は、次に掲げる項目のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(一) 指定通所基準又は児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生省令第16号。以下「指定入所基準」という。)の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、事業所等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。</p> <p>(二) 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。</p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。</p> <p>② 令和5年3月31日までの間は、①の(二)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 生活介護記録</p> <p>2 委員会会議記録</p> <p>3 周知したことがわかる書類</p> <p>4 指針</p> <p>5 研修計画</p> <p>6 研修記録</p> | |

| | | | | |
|---------------------------------|---|--|--|--|
| <p>7 複数の減算事由に該当</p> | <p>対象：【全サービス】 複数の減算事由に該当する場合の取扱い</p> <p>原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きいほうについてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合には、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。減算を適用するにあたっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断。（平24障発0330第16第二の1(10)）</p> <p>(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合 →所定単位数の100分の50の報酬を算定</p> <p>(例2) 定員超過減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合 →所定単位数の100分の70の報酬を算定</p> <p>なお、知事は複数の減算理由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならない。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | | |
| <p>8 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて</p> | <p>対象：【全サービス】 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定</p> | | | |

| | | | | |
|---------------|---|---|--|--|
| | <p>する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> | | | |
| 9 届出に係る加算等の算定 | <p>対象：【全サービス】</p> <p>(1) 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ているか。</p> <p>ア 加算等が算定されなくなる場合 加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないこと。</p> <p>イ 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）の算定の開始時期</p> <p>① 届出が毎月15日以前になされた場合→ 翌月から算定を開始</p> <p>② 届出が16日以降になされた場合 → 翌々月から算定を開始</p> <p>例外) 食事提供体制加算については、利用者の負担を軽減する意味合いを持つ加算であるので、届出のあった日より算定可能である。（H19.12.19 厚生労働省Q&A Vol.2 問7）</p> <p>ウ 月の途中において、定員が増減した場合 定員が増減した場合、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たな報酬単価を適用する。（岡山県・岡山市の取扱い）</p> | <p><input type="checkbox"/>速やかに届け出ている</p> <p><input type="checkbox"/>速やかに届け出していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | | |

第7 児童発達支援給付費等の算定及び取扱い【児童発達支援】【児童発達支援センター】

| 主眼事項 | 着眼点（根拠法令等） | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|-----------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|----------------------|---------|--|---|--|
| <p>1 児童発達支援給付費</p> | <p>(1) 児童発達支援給付費については、次のいずれかに該当する障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。 （平24厚労告122別表第1の1）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</p> <table border="0"> <tr><td>① 利用定員が30人以下の場合</td><td>3,086単位</td></tr> <tr><td>② 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>3,005単位</td></tr> <tr><td>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合</td><td>2,930単位</td></tr> <tr><td>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合</td><td>2,859単位</td></tr> <tr><td>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合</td><td>2,830単位</td></tr> <tr><td>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合</td><td>2,804単位</td></tr> <tr><td>⑦ 利用定員が81人以上の場合</td><td>2,778単位</td></tr> </table> <p>(2) 医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</p> <table border="0"> <tr><td>① 利用定員が30人以下の場合</td><td>2,086単位</td></tr> <tr><td>② 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>2,005単位</td></tr> <tr><td>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合</td><td>1,930単位</td></tr> <tr><td>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合</td><td>1,859単位</td></tr> <tr><td>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合</td><td>1,830単位</td></tr> <tr><td>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合</td><td>1,804単位</td></tr> <tr><td>⑦ 利用定員が81人以上の場合</td><td>1,778単位</td></tr> </table> <p>(3) 医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）</p> <table border="0"> <tr><td>① 利用定員が30人以下の場合</td><td>1,753単位</td></tr> <tr><td>② 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>1,672単位</td></tr> </table> | ① 利用定員が30人以下の場合 | 3,086単位 | ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 3,005単位 | ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 2,930単位 | ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 2,859単位 | ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 2,830単位 | ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 2,804単位 | ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 2,778単位 | ① 利用定員が30人以下の場合 | 2,086単位 | ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 2,005単位 | ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 1,930単位 | ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 1,859単位 | ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 1,830単位 | ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 1,804単位 | ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 1,778単位 | ① 利用定員が30人以下の場合 | 1,753単位 | ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 1,672単位 | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 運営規程 4 受給者証（写）</p> | |
| ① 利用定員が30人以下の場合 | 3,086単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 3,005単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 2,930単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 2,859単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 2,830単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 2,804単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 2,778単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 利用定員が30人以下の場合 | 2,086単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 2,005単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 1,930単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 1,859単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 1,830単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 1,804単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 1,778単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 利用定員が30人以下の場合 | 1,753単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 1,672単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|
| <p>1 児童発達支援 給付費</p> | <p>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 1, 597単位 ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 1, 526単位 ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 1, 497単位 ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 1, 471単位 ⑦ 利用定員が81人以上の場合 1, 445単位 (4) (1)から(3)でに該当しない障害児について算定する場合 ① 利用定員が30人以下の場合 1, 086単位 (1, 805) ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 1, 005単位 (1, 004) ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 930単位 (929) ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 859単位 (858) ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 830単位 (826) ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 804単位 (803) ⑦ 利用定員が81人以上の場合 778単位 (777) ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 医療的ケア区分3 ① 利用定員が20人以下の場合 3, 384単位 ② 利用定員が21人以上30人以下の場合 3, 191単位 ③ 利用定員が31人以上40人以下の場合 3, 075単位 ④ 利用定員が41人以上の場合 2, 975単位 (2) 医療的ケア区分2 ① 利用定員が20人以下の場合 2, 384単位 ② 利用定員が21人以上30人以下の場合 2, 191単位 ③ 利用定員が31人以上40人以下の場合 2, 075単位 ④ 利用定員が41人以上の場合 1, 975単位 (3) 医療的ケア区分1 ① 利用定員が20人以下の場合 2, 051単位 ② 利用定員が21人以上30人以下の場合 1, 858単位 ③ 利用定員が31人以上40人以下の場合 1, 742単位 ④ 利用定員が41人以上の場合 1, 642単位 (4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合 ① 利用定員が20人以下の場合 1, 384単位 ② 利用定員が21人以上30人以下の場合 1, 191単位 ③ 利用定員が31人以上40人以下の場合 1, 075単位</p> | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|
| <p>1 児童発達支援 給付費</p> | <p>④ 利用定員が41人以上の場合 975単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（平24厚労告269・一）</p> <p>児童指導員及び保育士、言語聴覚士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士は4人以上であること。</p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>① 利用定員が15人以下の場合 1,331単位</p> <p>② 利用定員が16人以上20人以下の場合 1,040単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 924単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準（平24厚労告269・一）</p> <p>当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の総数が、障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。</p> <p>ニ 児童発達支援センター以外で指定児童発達支援を行う場合(ホに該当する場合を除く。)</p> <p>(1)主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 医療的ケア区分3</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 2,885単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 2,613単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 2,486単位</p> <p>(2) 医療的ケア区分2</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 1,885単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,613単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 1,486単位</p> <p>(3) 医療的ケア区分2</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 1,552単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,280単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 1,153単位</p> <p>(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 885単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 613単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 486単位</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|
| <p>1 児童発達支援 給付費</p> | <p>(1) 医療的ケア区分3</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 2, 754単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 2, 513単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 2, 404単位</p> <p>(2) 医療的ケア区分2</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 1, 754単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 513単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 1, 404単位</p> <p>(3) 医療的ケア区分2</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 1, 421単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 180単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 1, 071単位</p> <p>(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 754単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 513単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 404単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準（平24厚労告269・二） 次のア及びイ又はウに該当すること。</p> <p>ア 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</p> <p>イ 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。</p> <p>ウ 指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること</p> <p>ホ 児童発達支援センター以外で重症心身障害児に対して指定児童発達支援を行う場合</p> <p>①利用定員が5人の場合 2, 098単位（2, 096）</p> <p>②利用定員が6人の場合 1, 757単位（1, 755）</p> <p>③利用定員が7人の場合 1, 511単位（1, 509）</p> <p>④利用定員が8人の場合 1, 326単位（1, 320）</p> <p>⑤利用定員が9人の場合 1, 184単位（1, 183）</p> <p>⑥利用定員が10人の場合 1, 069単位（1, 068）</p> <p>⑦利用定員が11人以上 837単位（836）</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準（平24厚労告269・二） 指定通所基準第5条第3項(主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所に置くべき従業員及びその員数を定める条項)の基準を満たしていること。</p> | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|--|
| 1 児童発達支援 給付費 | (2) 地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。(平24厚労告122別表第1の1の注1) | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| 2 人工内耳装 用児支援加算 | <p>指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人口内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人口内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(平24厚労告122別表第1の1の注7)</p> <p>イ 利用定員が20人以下の場合 603単位</p> <p>ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位</p> <p>ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位</p> <p>ニ 利用定員が41人以上 445単位</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| 3 児童指導員等 加算加算 | <p>(児童指導員等加算加算)</p> <p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員※1（以下「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者※2（以下「児童指導員等」という。）又はその他従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。）を常勤換算で1以上配置しているものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。(平24厚労告122別表第1の1の注8)</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて指定児童発達支援を行った場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が30人以下の場合 62単位(70単位)</p> <p>② 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位(60単位)</p> <p>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 42単位(46単位)</p> <p>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位(38単位)</p> <p>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位(32単位)</p> <p>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位(28単位)</p> <p>⑦ 利用定員が81人以上の場合 22単位(25単位)</p> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> | <input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 資格証明書 4 労働者名簿 5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等 | |

| | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|
| <p>3 児童指導員等 加算加算</p> | <p>① 利用定員が30人以下の場合 41単位(54単位)</p> <p>② 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位(44単位)</p> <p>③ 利用定員が41以上50人以下の場合 27単位(34単位)</p> <p>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 22単位(28単位)</p> <p>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 19単位(24単位)</p> <p>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 16単位(21単位)</p> <p>⑦ 利用定員が81人以上の場合 15単位(18単位)</p> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <p>① 利用定員が30人以下の場合 30単位(30単位)</p> <p>② 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位(26単位)</p> <p>③ 利用定員が41以上50人以下の場合 20単位(20単位)</p> <p>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 16単位(17単位)</p> <p>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 14単位(14単位)</p> <p>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 12単位(12単位)</p> <p>⑦ 利用定員が81人以上の場合 11単位(11単位)</p> <p>ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対して指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 93単位(105単位)</p> <p>② 利用定員が21人以上30人以下の場合 75単位(84単位)</p> <p>③ 利用定員が31以上40人以下の場合 53単位(60単位)</p> <p>④ 利用定員が41人以上 42単位(46単位)</p> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 62単位(77単位)</p> <p>② 利用定員が21人以上30人以下の場合 49単位(62単位)</p> <p>③ 利用定員が31以上40人以下の場合 35単位(44単位)</p> <p>④ 利用定員が41人以上 27単位(34単位)</p> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 45単位(45単位)</p> <p>② 利用定員が21人以上30人以下の場合 36単位(36単位)</p> <p>③ 利用定員が31以上40人以下の場合 26単位(26単位)</p> <p>④ 利用定員が41人以上 20単位(10単位)</p> <p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて指定児童発達支援を行った場合</p> | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|
| <p>3 児童指導員等 加算加算</p> | <p>(1) 理学療法士等を配置する場合 ① 利用定員が20人以下の場合 93単位(105単位) ② 利用定員が21人以上 75単位(84単位) (2) 児童指導員等を配置する場合 ① 利用定員が20人以下の場合 62単位(77単位) ② 利用定員が21人 49単位(62単位) (3) その他の従業者を配置する場合 ① 利用定員が20人以下の場合 45単位(45単位) ② 利用定員が21人以上 36単位(36単位) ニ 児童発達支援センター以外において指定児童発達支援を行った場合(ホに該当する場合を除く。) (1) 理学療法士等を配置する場合 ① 利用定員が10人以下の場合 187単位(209単位) ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位(139単位) ③ 利用定員が21以上の場合 75単位(84単位) (2) 児童指導員等を配置する場合 ① 利用定員が10人以下の場合 123単位(155単位) ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位(103単位) ③ 利用定員が21以上の場合 49単位(62単位) (3) その他の従業者を配置する場合 ① 利用定員が10人以下の場合 90単位(91単位) ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 60単位(61単位) ③ 利用定員が21以上の場合 36単位(36単位) ホ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外において指定児童発達支援を行った 場合 (1) 理学療法士等を配置する場合 ① 利用定員が5人の場合 374単位(418単位) ② 利用定員が6人の場合 312単位(348単位) ③ 利用定員が7人の場合 267単位(299単位) ④ 利用定員が8人の場合 234単位(261単位) ⑤ 利用定員が9人の場合 208単位(232単位) ⑥ 利用定員が10人の場合 187単位(209単位) ⑦ 利用定員が11人以上の場合 125単位(139単位) (2) 児童指導員等を配置する場合</p> | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|
| <p>3 児童指導員等 加晒加算</p> | <p>① 利用定員が5人の場合 247単位(309単位) ② 利用定員が6人の場合 206単位(258単位) ③ 利用定員が7人の場合 176単位(221単位) ④ 利用定員が8人の場合 154単位(193単位) ⑤ 利用定員が9人の場合 137単位(172単位) ⑥ 利用定員が10人の場合 123単位(155単位) ⑦ 利用定員が11人以上の場合 82単位(103単位)</p> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 180単位(182単位) ② 利用定員が6人の場合 150単位(152単位) ③ 利用定員が7人の場合 129単位(130単位) ④ 利用定員が8人の場合 113単位(114単位) ⑤ 利用定員が9人の場合 100単位(101単位) ⑥ 利用定員が10人の場合 90単位(91単位) ⑦ 利用定員が11人以上の場合 60単位(61単位)</p> <p>※1厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(平24厚労省270・一) 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの</p> <p>ロ 厚生労働省組織規則(平13省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭55厚労告第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>※2厚生労働大臣が定める基準に適合する者(平24厚労告270第1号・一の二) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第5に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>※ 児童指導員等加晒加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)④) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして知事に届け出た事業所について加算するものである。</p> | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-----------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|-----------------|------|-----------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|-----------------|------|-----------------|------|----------------------|------|---|---|--|
| <p>4 専門的支援 加算</p> | <p>理学療法士等（保育士にあつては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この4において同じ。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この4において同じ。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（3の加算を算定している場合は、3の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、児童発達支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。（平24厚労告122別表第1の1の注9）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>① 利用定員が30人以下の場合</td><td>62単位</td></tr> <tr><td>② 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>53単位</td></tr> <tr><td>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合</td><td>42単位</td></tr> <tr><td>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合</td><td>34単位</td></tr> <tr><td>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合</td><td>29単位</td></tr> <tr><td>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合</td><td>25単位</td></tr> <tr><td>⑦ 利用定員が81人以上の場合</td><td>22単位</td></tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>① 利用定員が30人以下の場合</td><td>41単位</td></tr> <tr><td>② 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>35単位</td></tr> <tr><td>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合</td><td>27単位</td></tr> <tr><td>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合</td><td>22単位</td></tr> <tr><td>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合</td><td>19単位</td></tr> <tr><td>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合</td><td>16単位</td></tr> <tr><td>⑦ 利用定員が81人以上の場合</td><td>15単位</td></tr> </table> <p>ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対して指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>① 利用定員が20人以下の場合</td><td>93単位</td></tr> <tr><td>② 利用定員が21人以上30人以下の場合</td><td>75単位</td></tr> </table> | ① 利用定員が30人以下の場合 | 62単位 | ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 53単位 | ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 42単位 | ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 34単位 | ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 29単位 | ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 25単位 | ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 22単位 | ① 利用定員が30人以下の場合 | 41単位 | ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 35単位 | ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 27単位 | ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 22単位 | ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 19単位 | ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 16単位 | ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 15単位 | ① 利用定員が20人以下の場合 | 93単位 | ② 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 75単位 | <p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類</p> | |
| ① 利用定員が30人以下の場合 | 62単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 53単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 42単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 34単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 29単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 25単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 22単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 利用定員が30人以下の場合 | 41単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 35単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 | 27単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 | 22単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 | 19単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 | 16単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 利用定員が81人以上の場合 | 15単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 利用定員が20人以下の場合 | 93単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 75単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|---|-------|--|--|
| 4 専門的支援 加算 | ③ 利用定員が31以上40人以下の場合 | 53単位 | | |
| | ④ 利用定員が41人以上 | 42単位 | | |
| | (2) 児童指導員等を配置する場合 | | | |
| | ① 利用定員が20人以下の場合 | 62単位 | | |
| | ② 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 49単位 | | |
| | ③ 利用定員が31以上40人以下の場合 | 35単位 | | |
| | ④ 利用定員が41人以上 | 27単位 | | |
| | ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重傷心身障害児に対して指定児童発達支援を行った場合 | | | |
| | (1) 理学療法士等を配置する場合 | | | |
| | ① 利用定員が20人以下の場合 | 93単位 | | |
| | ② 利用定員が21人以上 | 75単位 | | |
| | (2) 児童指導員等を配置する場合 | | | |
| | ① 利用定員が20人以下の場合 | 62単位 | | |
| | ② 利用定員が21人 | 49単位 | | |
| | ニ 児童発達支援センター以外において指定児童発達支援を行った場合(ホに該当する場合を除く。) | | | |
| | (1) 理学療法士等を配置する場合 | | | |
| | ① 利用定員が10人以下の場合 | 187単位 | | |
| | ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 125単位 | | |
| | ③ 利用定員が21以上の場合 | 75単位 | | |
| | (2) 児童指導員等を配置する場合 | | | |
| ① 利用定員が10人以下の場合 | 123単位 | | | |
| ② 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 82単位 | | | |
| ③ 利用定員が21以上の場合 | 49単位 | | | |
| ホ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外において指定児童発達支援を行った場合 | | | | |
| (1) 理学療法士等を配置する場合 | | | | |
| ① 利用定員が5人の場合 | 374単位 | | | |
| ② 利用定員が6人の場合 | 312単位 | | | |
| ③ 利用定員が7人の場合 | 267単位 | | | |
| ④ 利用定員が8人の場合 | 234単位 | | | |
| ⑤ 利用定員が9人の場合 | 208単位 | | | |
| ⑥ 利用定員が10人の場合 | 187単位 | | | |

| | | | | |
|----------------|--|---|--|--|
| 4 専門的支援 加算 | <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 125単位</p> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 247単位</p> <p>② 利用定員が6人の場合 206単位</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 176単位</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 154単位</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 137単位</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 123単位</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 82単位</p> | | | |
| 5 看護職員加配 加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、一日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。(平24厚労告122別表第1の1の注10)</p> <p>イ 看護職員加配加算 (I)</p> <p>(1) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 100単位</p> <p>② 利用定員が21人以上の場合 80単位</p> <p>(2) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 400単位</p> <p>② 利用定員が6人の場合 333単位</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 286単位</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 250単位</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 222単位</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 200単位</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 133単位</p> <p>ロ 看護職員加配加算 (II)</p> <p>(1) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 200単位</p> <p>② 利用定員が21人以上の場合 160単位</p> <p>(2) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> | <p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等</p> | |

| | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| <p>5 看護職員加配加算</p> | <p>① 利用定員が5人の場合 800単位 ② 利用定員が6人の場合 666単位 ③ 利用定員が7人の場合 572単位 ④ 利用定員が8人の場合 500単位 ⑤ 利用定員が9人の場合 444単位 ⑥ 利用定員が10人の場合 400単位 ⑦ 利用定員が11人以上の場合 266単位</p> <p>※看護職員加配加算の取扱い（平24障発0330第16第二の2(1)④の3）</p> <p>(1) 看護職員加配加算（I） 以下のア及びイを満たす場合に算定すること。 ア 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。 イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(2) 看護職員加配加算（II） 以下のア及びイを満たす場合に算定すること ア 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。 イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> | | | |
|-------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|
| <p>6 共生型サービス体制強化加算</p> | <p>共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。(平24厚労告122別表第1の1の注1)</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位</p> <p>ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位</p> <p>ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位</p> <p>※共生型サービス体制強化加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)④の4)</p> <p>(一) イを算定する場合 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置(いずれも兼務可)し、地域に貢献する活動を行っているものとして知事に届け出た事業所について加算する。</p> <p>(二) ロを算定する場合 児童発達支援管理責任者を1名以上配置(兼務可)し、地域に貢献する活動を行っているものとして知事に届け出た事業所について加算する。</p> <p>(三) ハを算定する場合 保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置(いずれも兼務可)し、地域に貢献する活動を行っているものとして知事に届け出た事業所について加算する。</p> <p>(四) 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場(開放スペースや交流会等)の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動(保育所等における清掃活動等)の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>(五) (一)から(三)については、いずれか1つを算定するものであること。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | | |
| <p>7 家庭連携加算</p> | <p>指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>(平24厚労告122別表第1の2)</p> <p>① 所要時間1時間未満の場合 187単位</p> <p>② 所要時間1時間以上の場合 280単位</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 児童発達支援計画</p> <p>3 相談支援等の記録</p> | |

| | | | | |
|--------------|--|--|--|--|
| 7 家庭連携加算 | <p>※なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。（平24障発0330第16第二の2(1)⑤）</p> <p>※省令第54条の6（指定生活介護事業所で提供する場合）及び省令第54条の7（指定通所介護事業所で提供する場合）を除く。</p> | | | |
| 8 事業所内相談支援加算 | <p>イ 事業所内相談支援加算(1) 100単位 ロ 事業所内相談支援加算(2) 80単位 (平24厚労告122別表第1の2の2、平24障発0330第16第二の2(1)⑥)</p> <p>イについて</p> <p>(1) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合（次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。</p> <p>ア 相談援助が30分に満たない場合 イ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>(2) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(3) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p>(4) 相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できないものとする。</p> <p>ロについて</p> <p>(1) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）に月1回に限り、算定するものであること。</p> <p>ア 相談援助が30分に満たない場合 イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（I）を算定している場合</p> <p>(2) 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</p> <p>(3) 7イの(2)から(4)を準用する。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 児童発達支援計画 3 相談援助等の記録</p> | |

| | | | | |
|-----------------|---|--|---|--|
| 9 食事提供加算 | <p>【児童発達支援センターのみ】</p> <p>児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理される場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。なお、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事の提供する体制に係るものであることから複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を徴取しても差し支えない。</p> <p>(平24厚労告122別表第1の3、平24障発0330第16第二の2(1)⑦)</p> <p>イ 食事提供加算(I) 30単位</p> <p>市町村民税所得割を合算した額が28万円未満の中間所得者の通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児に対し、食事提供を行った場合に別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>ロ 食事提供加算(II) 40単位</p> <p>市町村民税所得割を課されない低所得者等の通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児に対し、食事提供を行った場合に別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 外部委託している場合は委託契約書 3 食事提供の記録 4 児童発達支援計画 5 受給者証(写) | |
| 10 利用者負担上限額管理加算 | <p>指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、限度額管理加算通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。【150単位】</p> <p>(平24厚労告122別表第1の4)</p> <p>※ 利用者負担上限額管理加算の取扱い、(平24障発0330第16第二の2(1)⑧)</p> <p>利用者が、利用者負担合計額の管理を行う事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合に算定できる。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際を超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>※ 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月は、上限額に達しているか否かはかわらず、加算を算定できない (H21.3.12厚生労働省Q&A Vol.1 問1-8)</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 上限額管理依頼書 3 利用者負担上限額管理結果票 4 受給者証(写) | |
| 11 福祉専門職員配置等加算 | <p>児童発達支援に置くべき従業員等の配置が次のいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(平24厚労告122別表第1の5)</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位</p> <p>児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会</p> | <input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 資格証明書 | |

| | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|
| <p>11 福祉専門職員配置等加算</p> | <p>福祉士、介護福祉士又は、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位 児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。(イを算定している場合は、算定しない。)</p> <p>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位 次の①又は②のいずれかに該当する場合であること。(イ又はロを算定している場合は、算定しない。)</p> <p>① 児童指導員若しくは保育士(②において児童指導員等という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者(常勤換算方法により算出された従業者数をいう)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>※ 多機能型事業所等における福祉専門職員配置等加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)⑨) 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。(個々のサービスごとに加算を算定するものではない。)</p> <p>※ 職員の採用や退職により算定要件が満たせなくなる状況が発生した場合は、他の加算と同様、その旨を速やかに知事へ届け出ること。(H21.3.12 厚生労働省Q&A Vol.1 問1-4)</p> | <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>4 労働者名簿 5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等</p> | |
| <p>12 栄養士配置加算</p> | <p>次のイ又はロの掲げる基準に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(平24厚労告122別表第1の6)</p> <p>イ 栄養士配置加算(Ⅰ) 次のア又はイのいずれにも適合する場合であること。</p> <p>ア 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>① 利用定員が40人以下の場合 37単位 ② 利用定員が41人以上50人以下の場合 30単位 ③ 利用定員が51人以上60人以下の場合 25単位 ④ 利用定員が61人以上70人以下の場合 21単位 ⑤ 利用定員が71人以上80人以下の場合 19単位</p> | <p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり(Ⅰ・Ⅱ) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 従業員の勤務体制の確認できる書類等</p> | |

| | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| <p>12 栄養士配置加算</p> | <p>⑥ 利用定員が81人以上の場合 16単位</p> <p>ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)</p> <p>次のア又はイのいずれにも適合する場合であること。</p> <p>ア 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>① 利用定員が40人以下の場合 20単位</p> <p>② 利用定員が41人以上50人以下の場合 16単位</p> <p>③ 利用定員が51人以上60人以下の場合 13単位</p> <p>④ 利用定員が61人以上70人以下の場合 11単位</p> <p>⑤ 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位</p> <p>⑥ 利用定員が81人以上の場合 9単位</p> <p>※ 栄養士配置加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)⑩)</p> <p>栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養士配置加算(Ⅱ)の算定に当たっては、非常勤の管理栄養士又は栄養士が事業所に配置されていること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できない。</p> | | | |
| <p>13 欠席時対応加算</p> | <p>障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。【94単位】(平24厚労告122別表第1の7)</p> <p>※ 欠席時対応加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)⑪)</p> <p>ア 急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能</p> <p>イ 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>ウ 基本報酬又はホを算定する主として重症心身障害児を扱う児発センター又は指定児童発達支援事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 相談援助の内容の記録</p> | |

| | | | | |
|------------------|--|---|---|--|
| <p>14 特別支援加算</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準(※2)に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位を算定しているか。ただし、専門的支援加算を算定している場合又は共生型サービス提供体制加算のイもしくはロを算定していない場合は、加算しない。【54単位】 (平24厚労告122別表第1の8)</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・四) 次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。 イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平13省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭55厚労告第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下、「理学療法士等」という。)を配置していること。 ただし、加算の対象となる障害児が聴覚障害児である場合にあっては言語聴覚士を除き、重症心身障害児である場合にあっては理学療法士、作業療法士及び、言語聴覚士及び看護職員を除く。 ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。 ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。 ※2 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・一の三) 次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合 イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。 ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。 ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。 ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。 ※3 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。(平24障発0330第16第二の2(1)⑫)</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり (I・II) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 児童発達支援計画、特別支援計画 3 資格証明書、修了証明書等 4 平面図</p> | |
|------------------|--|---|---|--|

| | | | | |
|----------------|--|---|--|--|
| 14 特別支援加算 | <p>イ 基本報酬を算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>ロ 基本報酬ハ又はホ（重症心身障害児）を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員により訓練を行う場合。</p> <p>ハ 児童指導員等加算加算により理学療法士等（保育士を除く。）を配置している場合。</p> <p>ニ 専門的支援加算により理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合</p> | | | |
| 15 強度行動障害児支援加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める基準(※1)に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準(※2)に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重症心身障害児に対する基本報酬を算定している場合は、算定しない。(平24厚労告122別表第1の8の2)</p> <p>【155単位】</p> <p>(※1)別に厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・一の四)</p> <p>行動障害の内容欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児</p> <p>(※2)別に厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・一の五)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援または共生型指導発達支援を行うこと。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり (I・II)</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等</p> | |
| 16 個別サポート加算 | <p>イ個別サポート加算(I) 100単位</p> <p>ロ個別サポート加算(II) 125単位</p> <p>(平24厚労告122別表第1の9)</p> <p>イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。</p> <p>ロについては、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 受給者証</p> <p>3 個別支援計画</p> <p>4 関係機関との情報共有の資料、会議録</p> | |

| | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|
| <p>16 個別サポート加算</p> | <p>※別に厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告・第1号の6)</p> <p>児童の年齢及び乳幼児サポート調査表の項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障害児</p> <p>イ 4歳未満であって、乳幼児サポート調査表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目について全介助を必要とする又は一部解除を必要とするの区分に該当する障害児</p> <p>ロ 3歳以上であって、乳幼児サポート調査表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてはほぼ毎日の支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当する障害児</p> <p>※個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い（平24障発0330第16第二の2(1)②の2）</p> <p>通所報酬告示第1の9のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、乳幼児等サポート調査表（厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（以下「270号告示」という。）一の六の表をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一） 4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。なお、市町村が認めるときに障害児が3歳以上であった場合は、（二）に該当する必要があるものとする。</p> <p>（二） 3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1以上の項目についてはほぼ毎日支援が必要又は週に1回以上支援が必要の区分に該当すること。</p> <p>※個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い（平24障発0330第16第二の2(1)②の3）</p> <p>通所報酬告示第1の9のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。</p> <p>（一） 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又</p> | | | |
|--------------------|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|---------------|------|----------------|------|-----------------|-------|----------------|--|------------------|-------|------------------|-------|------------------------|-------|---------------|--|------------------|---------|------------------|-------|------------------------|-------|----------------|-------|-----------------|-------|--|---|--|
| 16 個別サポート加算 | <p>は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。</p> <p>(二) 連携先機関等との(一)の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。</p> <p>(三) (一)のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。</p> <p>(四) 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 医療連携体制加算 | <table border="0"> <tr> <td>イ 医療連携体制加算(I)</td> <td>32単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 医療連携体制加算(II)</td> <td>63単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 医療連携体制加算(III)</td> <td>125単位</td> </tr> <tr> <td>ニ 医療連携体制加算(IV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 看護を受けた障害児が1人</td> <td>800単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 看護を受けた障害児が2人</td> <td>500単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下</td> <td>400単位</td> </tr> <tr> <td>ホ 医療連携体制加算(V)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 看護を受けた障害児が1人</td> <td>1,600単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 看護を受けた障害児が2人</td> <td>960単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下</td> <td>800単位</td> </tr> <tr> <td>ヘ 医療連携体制加算(VI)</td> <td>500単位</td> </tr> <tr> <td>ト 医療連携体制加算(VII)</td> <td>100単位</td> </tr> </table> <p>(平24厚労告122別表第1の10)</p> <p>注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。</p> <p>2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障</p> | イ 医療連携体制加算(I) | 32単位 | ロ 医療連携体制加算(II) | 63単位 | ハ 医療連携体制加算(III) | 125単位 | ニ 医療連携体制加算(IV) | | (1) 看護を受けた障害児が1人 | 800単位 | (2) 看護を受けた障害児が2人 | 500単位 | (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 | 400単位 | ホ 医療連携体制加算(V) | | (1) 看護を受けた障害児が1人 | 1,600単位 | (2) 看護を受けた障害児が2人 | 960単位 | (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 | 800単位 | ヘ 医療連携体制加算(VI) | 500単位 | ト 医療連携体制加算(VII) | 100単位 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 医療機関との委託契約の確認できる書類等</p> | |
| イ 医療連携体制加算(I) | 32単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 医療連携体制加算(II) | 63単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハ 医療連携体制加算(III) | 125単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ニ 医療連携体制加算(IV) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 看護を受けた障害児が1人 | 800単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 看護を受けた障害児が2人 | 500単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 | 400単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホ 医療連携体制加算(V) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 看護を受けた障害児が1人 | 1,600単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 看護を受けた障害児が2人 | 960単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 | 800単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヘ 医療連携体制加算(VI) | 500単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ト 医療連携体制加算(VII) | 100単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|
| <p>17 医療連携体制加算</p> | <p>害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。</p> <p>3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。</p> <p>4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、基本報酬の医療的ケア区分を算定することを原則とする。</p> <p>5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、基本報酬の医療的ケア区分を算定することを原則とする。</p> <p>6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している場合は、算定しない。</p> <p>7 トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障</p> | | | |
|--------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|
| <p>17 医療連携体制加算</p> | <p>害児ホを算定している障害児については、算定しない。</p> <p>※医療連携体制加算の取扱い（平24 障発 0330 第 16 第二の2(1)⑬）</p> <p>通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>(二) 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p> <p>(三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>(四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>(五) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウに限り取り扱うこと。</p> <p>ア 療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。</p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で8人を限度とすること。</p> <p>ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。</p> <p>(六) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間につ</p> | | | |
|--------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|-------------|---|--|-------------------------|--|
| 17 医療連携体制加算 | <p>いては、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>(七) 通所報酬告示第1の基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、当該加算は算定できないものであること。</p> | | | |
| 18 送迎加算 | <p>障害児又は重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定の単位数を加算しているか。(平24厚労告122別表第1の11) (平24障発0330第16第二の2(1)⑭)</p> <p>イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位</p> <p>ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位</p> <p>※1 イについては、1のイ又はロを算定している場合には、算定しない。</p> <p>※2 イ及び1の二(児童発達支援センター以外において医療行為を必要とする障害児に対し指定児童発達支援を行う場合)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。</p> <p>※ 医療連携体制加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)⑭)</p> <p>(一) 及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定児童発達支援事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、対象となる障害児は基本的には医療的ケア児を想定しているが、令和3年4月から令和4年6月までの間は、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるため、医療的ケアスコアの判定がされていない場合についても、特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。</p> <p>※3 ロについては、重症心身障害児に対し送迎を行った場合に算定するものであるが、重症心身障害児の送迎については1のハ又はホ(基本報酬)により評価しているため、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うもの。なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p>※4 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>※5 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |

| | | | | |
|-----------|--|---|---|--|
| 18 送迎加算 | 所定単位数は、※2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない。 | | | |
| 19 延長支援加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で算定しているか。(平24厚労告122別表第1の12)</p> <p>イ 障害児(重症心身障害児を除く。)の場合</p> <p>(1) 延長時間1時間未満の場合 61単位</p> <p>(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位</p> <p>(3) 延長時間2時間以上の場合 123単位</p> <p>ロ 重症心身障害児の場合</p> <p>(1) 延長時間1時間未満の場合 128単位</p> <p>(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位</p> <p>(3) 延長時間2時間以上の場合 256単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・五)</p> <p>次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 運営規定に定められている営業時間が8時間以上であること。</p> <p>ロ 8時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。</p> <p>ハ 直接支援業務に従事する職員を1以上配置していること。</p> <p>※ 延長支援加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)⑤)</p> <p>運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を越えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。</p> <p>ウ 延長時間帯に、直接支援業務に従事する職員が1名以上配置していること。</p> <p>エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p>※ 営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。(H224.3.30 厚生労働省Q&A問103)</p> | <p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 児童発達支援計画</p> <p>4 運営規定</p> | |

| | | | | |
|--------------------|--|--|---|--|
| <p>20 関係機関連携加算</p> | <p>指定通所支援事業所が関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議の開催及び関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、共生型サービス体制強化加算のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。(平24厚労告122別表第1の12の2)</p> <p>イ 関係機関連携加算(I) 200単位 ロ 関係機関連携加算(II) 200単位 (平24厚労告122別表第1の12の2) (平24障発0330第16第二の2(1)⑮の2)</p> <p>※関係機関連携加算(I)を算定する場合</p> <p>ア 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>イ 障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。</p> <p>ウ 児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。なお、当該障害児やその家族等が会議に出席できない場合においても、意見を聴取し、その内容を児童発達支援計画に反映させるよう努めること。</p> <p>エ ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。</p> <p>オ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。</p> <p>カ 共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には、算定できないこと。</p> <p>※関係機関連携加算(II)を算定する場合</p> <p>ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。</p> <p>イ 就学時の加算とは、小学校又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 児童発達支援計画 3 会議又は連絡調整の記録</p> | |
|--------------------|--|--|---|--|

| | | | | |
|------------------------|--|--|---|--|
| <p>20 関係機関連携加算</p> | <p>に算定できるものであること。 ウ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。 オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。(平24障発0330第16第二の2(1)⑮の2)</p> | | | |
| <p>21 保育・教育等移行支援加算</p> | <p>障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算できない。(平24厚労告122別表第1の12の3) ※保育、教育等移行支援加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)⑮の3) (一) 保育・教育等移行支援加算は、訪問日に算定するものであること。 (二) 保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。 ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合 イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ウ 学校教育法(昭22法第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)へ入学する場合 エ 死亡退所の場合 (三) 保育、教育等移行支援加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。 (四) 移行支援の内容は、次のようなものであること。 ア 具体的な以降を想定した子どもの発達の評価 イ 合理的配慮を含めた移行に当たった環境の評価 ウ 具体的な移行先との調整 エ 家族への情報提供や移行先の見学調整 オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達 カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達 キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整 ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 児童発達支援計画 3 会議又は連絡調整の記録</p> | |

| | | | | |
|------------------|--|---|---|--|
| | <p>ケ 相談支援等による移行先への支援</p> <p>コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流</p> | | | |
| 22 福祉・介護職員処遇改善加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。(平24厚労告122別表第1の13)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 別表第1の1から12の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 別表第1の1から12の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 別表第1の1から12の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・第2号)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>②指定児童発達支援事業所等において①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善加算額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>④指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥指定福祉型障害児入所施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関する</p> | <p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 介護職員処遇改善計画</p> <p>4 就業規則・給与規程・労働保険に加入していることが確認できる書類等</p> | |

| | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|
| <p>22 福祉・介護職員処遇改善加算</p> | <p>ものを含む。)を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イの①から⑥まで、⑦の(一)から(四)まで及び⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①イの①から⑥まで及び⑧に掲げる基準に適合すること。</p> <p>②次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一)次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>※ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い (平24障発0330第16第二の2(1)㉔) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p> | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|
| <p>23 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> | <p>福祉・介護職員の賃金の改善等について、県に届出をしている場合、サービス費の本体報酬＋加算（減算）の単位数に、所定の割合に相当する単位数の加算を算定しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 別表第1の1から12の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 別表第1の1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・第3号)</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理士を含む。）、児童発達支援管理責任者として従事するものをいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有するもの、心理指導担当職員（公認心理士を含む。）、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定改善加算の見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 当該事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上になること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障</p> | <p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日 令和 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 介護職員処遇改善計画</p> <p>4 就業規則・給与規程・労働保険に加入していることが確認できる書類等</p> <p>5 ホームページ、SNS等のコピー</p> | |
|----------------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| | <p>害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>②事業所等において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての障害福祉人材に周知し、県知事に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員専ら低所宮改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営等の悪化により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について県知事に届け出ること。</p> <p>④事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。</p> <p>⑤児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>⑥児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額をすべての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>⑧⑦の処遇改善の内容等について、インターネット等の利用その他適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> | | | |
|--|---|--|--|--|

第8 放課後等デイサービス給付費等の算定及び取扱い【放課後等デイサービス】

| 主眼事項 | 着眼点 (根拠法令等) | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|------------------------|---|---|--|------|
| <p>1 放課後等デイサービス給付費</p> | <p>(1) 放課後等デイサービス給付費については、次のいずれかに該当する障害児に対して、指定放課後等デイサービスを行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、所定単位数を算定しているか。 (平24厚労告122別表第3の1)</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合 (ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間区分1の1以上）</p> <p>(一) 医療的ケア区分3</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 2, 604単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2, 402単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 2, 302単位</p> <p>(二) 医療的ケア区分2</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 1, 604単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 402単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 1, 302単位</p> <p>(三) 医療的ケア区分1</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 1, 271単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 069単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 969単位</p> <p>(四) (一) から (三) までに該当しない障害児について算定する場合</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 604単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 402単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 302単位</p> <p>(2) 区分2（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満）</p> <p>(一) 医療的ケア区分3</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 2, 591単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2, 393単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 2, 295単位</p> <p>(二) 医療的ケア区分2</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 1, 591単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 393単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 1, 295単位</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 運営規程</p> <p>4 受給者証（写）</p> | |

| | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|
| <p>1 放課後等デイサービス給付費</p> | <p>(三) 医療的ケア区分1</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 1, 258単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 060単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 962単位</p> <p>(四) (一) から (三) までに該当しない障害児について算定する場合</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 591単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 393単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 295単位</p> <p>ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p> <p>(一) 医療的ケア区分3</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 2, 721単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 2, 480単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 2, 372単位</p> <p>(二) 医療的ケア区分2</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 1, 721単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 480単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 1, 372単位</p> <p>(三) 医療的ケア区分1</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 1, 388単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1, 147単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 1, 039単位</p> <p>(四) (一) から (三) までに該当しない障害児について算定する場合</p> <p>a 利用定員が10人以下の場合 721単位</p> <p>b 利用定員が11人以上20人以下の場合 480単位</p> <p>c 利用定員が21人以上の場合 372単位</p> <p>ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が5人の場合 1, 756単位 (1, 756)</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1, 467単位 (1, 466)</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1, 263単位 (1, 262)</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1, 108単位 (1, 107)</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 989単位 (988)</p> | | | |
|------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|------------------------|--|--|--|--|
| <p>1 放課後等デイサービス給付費</p> | <p>(六) 利用定員が10人の場合 893単位(892)</p> <p>(七) 用定員が11人以上の場合 686単位(685)</p> <p>※就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、授業の終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において行った場合に算定する。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告270・九)</p> <p>単位ごとに置くべき職員及びその員数が次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 嘱託医 1以上</p> <p>ロ 看護師 1以上</p> <p>ハ 児童指導員又は保育士 1以上</p> <p>ニ 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>ホ 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <p>(一) 利用定員が5人の場合 2,038単位(2,036)</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 1,706単位(1,704)</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 1,466単位(1,456)</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 1,288単位(1,287)</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 1,150単位(1,149)</p> <p>(六) 利用定員が10人の場合 1,039単位(1,038)</p> <p>(七) 利用定員が11人以上の場合 810単位(809)</p> <p>※就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において行った場合に算定する。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告270・八)</p> <p>単位ごとに置くべき職員及びその員数が次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 嘱託医 1以上</p> <p>ロ 看護師 1以上</p> <p>ハ 児童指導員又は保育士 1以上</p> <p>ニ 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>ホ 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>ニ 共生型放課後等デイサービス給付費</p> | | | |
|------------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|------------------------|--|--|--|--|
| <p>1 放課後等デイサービス給付費</p> | <p>(1) 授業の終了後に行う場合 426単位(429)</p> <p>(2) 休業日に行う場合 549単位(554)</p> <p>ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費</p> <p>(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)</p> <p>(一) 授業の終了後に行う場合 529単位(533)</p> <p>(二) 休業日に行う場合 652単位(658)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)</p> <p>(一) 授業の終了後に行う場合 426単位(429)</p> <p>(二) 休業日に行う場合 549単位(554)</p> <p>※放課後等デイサービス給付費の区分(平24障発0330第16第二の2(3)①)</p> <p>(一) イ(1)又はロ(1)を算定する場合</p> <p>次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全解除を必要とするもの及び第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの(以下、「指標障害児」という。)の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(iii)指定通所基準第66条第3項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(一の二) イ(2)を算定する場合</p> <p>次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</p> <p>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</p> <p>(例1) A 標準的なサービス提供時間: 4時間 B 1日に設置される単位の数: 1単位 提供時間: $A \times B = 4$時間</p> <p>(例2) A 標準的なサービス提供時間: 2時間 B 1日に設置される単位の数: 2単位 提供時間: $A \times B = 4$時間</p> | | | |
|------------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|
| <p>1 放課後等デイサービス給付費</p> | <p>(一の三) イ(3)又はロ(2)を算定する場合 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当すること。 (i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。 (ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。</p> <p>(一の四) イ(4)を算定する場合 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。 (i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。 (ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。 (iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</p> <p>(二) ハを算定する場合 ア 障害児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第66条第3項の基準を満たしていること。</p> <p>(二の二) ニを算定する場合 指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。</p> <p>(二の三) ホ(1)を算定する場合 指定通所基準第71条の3から第71条の6までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。</p> <p>(二の四) ホ(2)を算定する場合 指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(三) 注3又は注4を算定する場合 ア イ又はロを算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。</p> <p>(四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について 注6の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。</p> <p>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> | | | |
|------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|
| <p>1 放課後等デイサービス給付費</p> | <p>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</p> <p>イ (一) 又は (一の二) を算定するには、指標該当児の当該年度の前年度の延べ利用人数を</p> <p>全障害児の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。</p> <p>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、放課後等デイサービスの報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</p> <p>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>(iii) これにより難しい合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</p> <p>オ 報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあっては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>カ 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状態とすること。</p> | | | |
|------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| <p>{各種加算}</p> <p>2 児童指導員等 加配加算</p> | <p>(児童指導員等加配加算 (I))</p> <p>常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員※1(以下「理学療法士等」という。)、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者※2(以下「児童指導員等」という。)又はその他従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。)を常勤換算で1以上配置しているものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。(平24厚労告122別表第1の1の注7)</p> <p>イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 187単位(209)</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位(139)</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 75単位(84)</p> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 123単位(155)</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位(103)</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 49単位(62)</p> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 90単位(91)</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 60単位(61)</p> <p>③ 利用定員が21以上の場合 36単位(36)</p> <p>ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 374単位(418)</p> <p>② 利用定員が6人の場合 312単位(348)</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 267単位(299)</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 234単位(261)</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 208単位(232)</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 187単位(209)</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 125単位(139)</p> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> | <p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等</p> | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|
| <p>2 児童指導員等 加算加算</p> | <p>① 利用定員が5人の場合 247単位(309)</p> <p>② 利用定員が6人の場合 206単位(258)</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 176単位(221)</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 154単位(193)</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 137単位(172)</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 123単位(155)</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 82単位(103)</p> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 180単位(182)</p> <p>② 利用定員が6人の場合 150単位(152)</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 129単位(130)</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 113単位(114)</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 100単位(101)</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 90単位(91)</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 60単位(61)</p> <p>※1厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(平24厚労告270・七 平24厚労告270・一(準用))</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの</p> <p>ロ 厚生労働省組織規則(平13省令第1号)第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭55厚労告第4号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>※2厚生労働大臣が定める基準に適合する者(平24厚労告270・七の二 平24厚労告270・一の二(準用))</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第5に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|-------------------|--|---|--|--|
| <p>3 専門的支援加算</p> | <p>理学療法士等（保育士を除く。以下この加算において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加算加算を算定している場合は、児童指導員等加算加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、障害児通所支援計画未作成減算が適用されている場合は加算できない。（平24厚労告122別表第1の1の注8）</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p> <p>② 利用定員が10人以下の場合 187単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位</p> <p>③ 利用定員が21以上の場合 75単位</p> <p>ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 374単位</p> <p>② 利用定員が6人の場合 312単位</p> <p>③ 利用定員が7人の場合 267単位</p> <p>④ 利用定員が8人の場合 234単位</p> <p>⑤ 利用定員が9人の場合 208単位</p> <p>⑥ 利用定員が10人の場合 187単位</p> <p>⑦ 利用定員が11人以上の場合 125単位</p> | <p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等</p> | |
| <p>4 看護職員加算加算</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加算加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。（平24厚労告122別表第1の1の注9）</p> <p>イ 看護職員加算加算（I）</p> <p>（一）利用定員が5人の場合 400単位</p> <p>（二）利用定員が6人の場合 333単位</p> <p>（三）利用定員が7人の場合 286単位</p> <p>（四）利用定員が8人の場合 250単位</p> | <p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等</p> | |

| | | | | |
|--|---|--------------------------|--|--|
| | <p>(五) 利用定員が9人の場合 222単位 (六) 利用定員が10人の場合 200単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 133単位</p> <p>ロ 看護職員加配加算(Ⅱ)</p> <p>(一) 利用定員が5人の場合 800単位 (二) 利用定員が6人の場合 666単位 (三) 利用定員が7人の場合 572単位 (四) 利用定員が8人の場合 500単位 (五) 利用定員が9人の場合 444単位 (六) 利用定員が10人の場合 400単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 266単位</p> <p>※看護職員加配加算の取扱い、(平24障発0330第16第二の2(3)④)</p> <p>(一)看護職員加配加算(Ⅰ)</p> <p>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置(常勤換算による算定)し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(二)看護職員加配加算(Ⅱ)</p> <p>以下のア及びイを満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置(常勤換算による算定)し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>イ 医療的ケア児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(三) (一)及び(二)については、いずれか1つを算定するものであること。</p> <p>(四) 就学児の医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法については、2の(1)の④の3の(五)を準用する。</p> | <p>平成 年 月 日 □なし</p> | | |
|--|---|--------------------------|--|--|

| | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|
| 4 共生型サービス体制強化加算 | <p>共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。(平24厚労告122別表第1の1の注10)</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位</p> <p>ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位</p> <p>ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位</p> <p>※共生型サービス体制強化加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)④の4) ※児童発達支援準用</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | | |
| 5 家庭連携加算 | <p>指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>(平24厚労告122別表第3の2)</p> <p>① 所要時間1時間未満の場合 187単位</p> <p>② 所要時間1時間以上の場合 280単位</p> <p>※なお、保育所又は学校等(以下「保育所等」という。)の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障害児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図ること。</p> <p>(平24障発0330第16第二の2(3)⑤) ※児童発達支援準用</p> <p>※省令第54条の6(指定生活介護事業所で提供する場合)及び省令第54条の7(指定通所介護事業所で提供する場合)を除く。</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 児童発達支援計画</p> <p>3 相談支援等の記録</p> | |
| 6 事業所内相談支援加算 | <p>イ 事業所内相談支援加算(I) 100単位</p> <p>ロ 事業所内相談支援加算(II) 80単位</p> <p>(平24厚労告122別表第3の2の2)</p> <p>注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 児童発達支援計画</p> <p>3 相談支援等の記録</p> | |

| | | | | |
|---------------------|---|--|--|--|
| <p>6 事業所内相談支援加算</p> | <p>ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。</p> <p>2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。(平24厚労告122別表第1の2の2)</p> <p>※事業所内相談支援加算(Ⅰ)の取り扱い(平24障発0330第16第二の2(3)⑦) ※児童発達支援準用Ⅰについて</p> <p>(1) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合(次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。</p> <p>ア 相談援助が30分に満たない場合</p> <p>イ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>(2) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(3) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p>(4) 相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に児童発達支援事業所において児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。ただし、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できないものとする。</p> <p>※事業所内相談支援加算(Ⅱ)の取り扱い(平24障発0330第16第二の2(3)⑧) ※児童発達支援準用Ⅱについて</p> <p>(1) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合(次のア又はイに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。</p> <p>ア 相談援助が30分に満たない場合</p> <p>イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅰ)を算定している場合</p> <p>(2) 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。</p> <p>(3) 7イの(2)から(4)を準用する。</p> | | | |
|---------------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|------------------------|---|--|---|--|
| 7 利用者負担 上限額管理加 算 | <p>指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、限度額管理加算通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。【150単位】 (平24厚労告122別表第3の3)</p> <p>※ 利用者負担上限額管理加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(3)㉔㉕) ※ 児童発達支援準用 利用者が、利用者負担合計額の管理を行う事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合に算定できる。 なお、負担額が負担上限額を实际に超えているか否かは算定の条件としない。 ※ 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月は、上限額に達しているか否かもかわらず、加算を算定できない (H21.3.12厚生労働省Q&A Vol.1 問1-8)</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 上限額管理依頼書 3 利用者負担上限額管理結果票 4 受給者証(写) | |
| 8 福祉専門職員配置等加算 | <p>放課後等デイサービスに置くべき従業員等の配置が次のいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(平24厚労告122別表第3の4)</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15単位 児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。</p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位 児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。(イを算定している場合は、算定しない。)</p> <p>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位 次の①又は②のいずれかに該当する場合であること。(イ又はロを算定している場合は、算定しない。)</p> <p>①児童指導員又は保育士(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者(常勤換算方法により算出された従業者数をいう)のうち、常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>②児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>※ 多機能型事業所等における福祉専門職員配置等加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(1)㉙) 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。(個々の</p> | <input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 資格証明書 4 労働者名簿 5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等 | |

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| | <p>サービスごとに加算を算定するものではない。)</p> <p>※ 職員の採用や退職により算定要件が満たせなくなる状況が発生した場合は、他の加算と同様、その旨を速やかに知事へ届け出ること。(H21.3.12 厚生労働省Q&A Vol.1 問1-4)</p> | | | |
| 9 欠席時対応加算 | <p>イ 欠席時対応加算(Ⅰ) 94単位</p> <p>ロ 欠席時対応加算(Ⅱ) 94単位</p> <p>(平24厚労告122別表第3の5)</p> <p>注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等しを記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、1の注3に規定する就学児について、1のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>※ 欠席時対応加算(Ⅰ)の取扱い(平24障発0330第16第二の2(3)①)</p> <p>ア 急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能</p> <p>イ 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>ウ 基本報酬ハ又はホを算定する主として重症心身障害児を扱う児童発達センター又は指定児童発達支援事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。</p> <p>※ 欠席時対応加算(Ⅱ)の取扱い(平24障発0330第16第二の2(3)①の2)</p> <p>通所報酬告示第3の5のイの欠席時対応加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 相談援助の内容の記録</p> | |

| | | | | |
|------------------|---|---|--|--|
| <p>9 欠席時対応加算</p> | <p>(一) 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。そうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求すること。</p> <p>(三) 本加算における30分以下とは、放課後等デイサービスの開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まないものとする。</p> <p>(四) 放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。</p> | | | |
| <p>10 特別支援加算</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（※1）に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準（※2）に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所を行った場合に、当該放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位を算定しているか。ただし、児童指導員等加算加算（I）のイの(1)又はロの(1)若しくは専門的支援加算を算定している場合又は共生型サービス体制強化加算のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。</p> <p>【54単位】（平24厚労告122別表第3の6）</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・第10号)</p> <p>次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 理学療法士等を配置していること。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所である場合にあっては言語聴覚士を除き、重症心身障害児である場合にあっては理学療法士、作業療法士及び、言語聴覚士及び看護職員を除く。</p> <p>ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。</p> <p>ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・第8号)</p> <p>次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 児童発達支援計画、特別支援計画</p> <p>3 資格証明書、修了証明書等</p> <p>4 平面図</p> | |

| | | | | |
|------------------|---|--|--|--|
| 10 特別支援加算 | <p>イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。</p> <p>ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。</p> <p>ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。</p> | | | |
| 10-2 強度行動障害児支援加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児※1に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス※2を行うものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。（平24厚労告122別表第3の6の2）</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児（平24厚労告270第一号の四）児童発達支援準用</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス（平24厚労告270第一号の五）児童発達支援準用</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 資格証明書</p> <p>4 労働者名簿</p> <p>5 加算要件に関する割合が確認できる帳簿書類等</p> | |
| 11 個別サポート加算 | <p>イ 個別サポート加算（Ⅰ） 100単位</p> <p>ロ 個別サポート加算（Ⅱ） 125単位</p> <p>（平24厚労告122別表第3の7）</p> <p>注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。</p> <p>2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（平24厚労告270・第8号の4）</p> <p>次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童</p> <p>ア 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童</p> <p>イ 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 受給者証</p> <p>3 個別支援計画</p> <p>4 関係機関との情報共有の資料、会議録</p> | |

| | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|
| <p>11 個別サポート加算</p> | <p>2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること</p> <p>※個別サポート加算（Ⅰ）〔第二の2(3)⑫の2〕</p> <p>通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表（270号告示の八の四の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</p> <p>（一）食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</p> <p>（二）270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。</p> <p>※個別サポート加算（Ⅱ）〔第二の2(3)⑫の3〕 児童発達支援準用</p> <p>通所報酬告示第3の7のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。</p> <p>（一）児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。</p> <p>（二）連携先機関等との（一）の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。</p> <p>なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。</p> <p>（三）（一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。</p> <p>（四）市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。</p> | | | |
|--------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|--------------------|---|--|---|--|
| <p>12 医療連携体制加算</p> | <p>イ 医療連携体制加算(I) 32単位 ロ 医療連携体制加算(II) 63単位 ハ 医療連携体制加算(III) 125単位 ニ 医療連携体制加算(IV) (1) 看護を受けた障害児が1人 800単位 (2) 看護を受けた障害児が2人 500単位 (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 400単位 ホ 医療連携体制加算(V) (1) 看護を受けた障害児が1人 1,600単位 (2) 看護を受けた障害児が2人 960単位 (3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下 800単位 ヘ 医療連携体制加算(VI) 500単位 ト 医療連携体制加算(VII) 100単位 (平24厚労告122別表第3の8) 注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している <input type="checkbox"/>適正に算定していない <input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 医療機関との委託契約の確認できる書類等</p> | |
|--------------------|---|--|---|--|

| | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|
| <p>12 医療連携体制加算</p> | <p>の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、基本報酬について医療的ケア区分を算定することを原則とする。</p> <p>5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、基本報酬について医療的ケア区分を算定することを原則とする。</p> <p>6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している場合は、算定しない。</p> <p>7 トについては、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、算定しない。</p> <p>※医療連携体制加算の取扱い〔第二の2(3)⑬〕</p> <p>通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) 指定放課後等デイサービス事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者</p> | | | |
|--------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|--------------------|--|--|--------------------------------|--|
| <p>12 医療連携体制加算</p> | <p>に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定放課後等デイサービス事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。</p> <p>(二) 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。</p> <p>(三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>(四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>(五) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにおり取り扱うこと。</p> <p>ア 療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。</p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で8人を限度とすること。</p> <p>ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。</p> <p>(六) 通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</p> <p>(七) 通所報酬告示第1の基本報酬について医療的ケア区分若しくは重症心身障害児を算定している障害児については、当該加算は算定できないものであること。</p> | | | |
| <p>13 送迎加算</p> | <p>就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定の単位数を加算しているか。（平24厚労告122別表第3の9）</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位</p> | <p><input type="checkbox"/>適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>適正に算定していない</p> <p><input type="checkbox"/>該当なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> | |

| | | | | |
|----------------|---|--|--|--|
| <p>13 送迎加算</p> | <p>ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位</p> <p>(一)イを算定している指定放課後等デイサービス事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な就学児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(二)ロについては、重症心身障害児に対し送迎を行った場合に算定するものであるが、重症心身障害児の送迎については第3の1のロ（基本報酬）により評価しているため、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うもの。なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p>※ 送迎加算の取扱い（平24障発0330第16第二の2(3)④）※児童発達支援準用</p> <p>(1) 通所報酬告示第3の9のイについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。</p> <p>なお、就学児へのサービス時間が30分以下の場合であって、基本報酬の算定ができない場合及び欠席時対応加算（Ⅱ）を算定している場合は、本加算は算定できないものとする。</p> <p>また、放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することとする。</p> <p>(2) 通所報酬告示第3の9の注1の2については、（一）及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な就学児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、対象となる就学児は基本的には医療的ケア児を想定しているが、令和3年4月から令和4年6月までの間は、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるため、医療的ケアスコアの判定がされていない場合についても、喀痰吸引等が必要な就学児については対象として差し支えない。</p> <p>(3) 通所報酬告示第3の9のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</p> <p>また、重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1のハにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> | | | |
|----------------|---|--|--|--|

| | | | | |
|-----------|--|---|---|--|
| 13 送迎加算 | <p>(4) 送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>(5) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第3の9の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> | | | |
| 14 延長支援加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で算定しているか。(平24厚労告122別表第3の10)</p> <p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合</p> <p>(1) 延長時間1時間未満の場合 61単位</p> <p>(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位</p> <p>(3) 延長時間2時間以上の場合 123単位</p> <p>ロ 重症心身障害児の場合</p> <p>(1) 延長時間1時間未満の場合 128単位</p> <p>(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位</p> <p>(3) 延長時間2時間以上の場合 256単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・十一)</p> <p>次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 運営規定に定められている営業時間が8時間以上であること。</p> <p>ロ 8時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。</p> <p>ハ 直接支援業務に従事する職員を1以上配置していること。</p> <p>※ 延長支援加算の取扱い (平24障発0330第16第二の2(3)⑤)※児童発達支援準用</p> <p>運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を越えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。</p> <p>ウ 延長時間帯に、直接支援業務に従事する職員が1名以上配置していること。</p> | <p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出</p> <p>→<input type="checkbox"/>あり</p> <p>適用開始年月日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 児童発達支援計画</p> <p>4 運営規定</p> | |

| | | | | |
|-----------------|---|--|---|--|
| 14 延長支援加算 | <p>エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p>※ 営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。(H224.3.30 厚生労働省Q&A問103)</p> | | | |
| 15 関係機関連携加算 | <p>指定通所支援事業所が関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議の開催及び関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、1の注11イ又はロを算定していない場合には算定しない。(平24厚労告122別表第3の10の2)</p> <p>イ 関係機関連携加算(I) 200単位 ロ 関係機関連携加算(II) 200単位</p> <p>※関係機関連携加算の取り扱い(平24障発0330第16第二の2(3)⑯)</p> <p>※関係機関連携加算(I)を算定する場合 児童発達支援の扱いを準用する。</p> <p>※関係機関連携加算(II)を算定する場合 ア 就学児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。 イ 就職時の加算とは、企業又は官公庁への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 ウ 就学児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先または就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。 エ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 児童発達支援計画</p> <p>3 会議又は連絡調整の記録</p> | |
| 16 保育、教育等移行支援加算 | <p>障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等する場合は、加算しない。【500単位】(平24厚労告122別表第3の10の3)</p> <p>※保育・教育等移行支援加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(3)⑰)</p> <p>児童発達支援を準用する。(平24障発0330第16第二の2(1)⑮の3)</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 該当なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> | |

| | | | | |
|-------------------------|--|---|---|--|
| <p>17 福祉・介護職員処遇改善加算</p> | <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他の加算は算定できない。</p> <p>(平24厚労告122別表第3の11)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 別表第1の1から10の2までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 別表第1の1から10の2までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 別表第1の1から10の2までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・九)※児童発達支援準用</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>②指定児童発達支援事業所等において①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員処遇改善加算額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>④指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥指定福祉型障害児入所施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> | <p><input type="checkbox"/>条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/>条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 介護職員処遇改善計画</p> <p>4 就業規則・給与規程・労働保険に加入していることが確認できる書類等</p> | |
|-------------------------|--|---|---|--|

| | | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|
| <p>17 福祉・介護職員処遇改善加算</p> | <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三) について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇級する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五) の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>⑧②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イの①から⑥まで、⑦の（一）から（四）まで及び⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①イの①から⑥まで及び⑧に掲げる基準に適合すること。</p> <p>②次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>※ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い (平24障発0330第16第二の2(1)㉔)※児童発達支援準用 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p> | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|

| | | | | |
|----------------------------|---|---|--|--|
| <p>18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> | <p>福祉・介護職員の賃金の改善等について、県に届出をしている場合、サービス費の本体報酬＋加算（減算）の単位数に、所定の割合に相当する単位数の加算を算定しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（平24厚労告122別表第3の12）</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 別表第1の1から12の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 別表第1の1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・第3号)</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理士を含む。）、児童発達支援管理責任者として従事するものをいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有するもの、心理指導担当職員（公認心理士を含む。）、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定改善加算の見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 当該事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額</p> | <p><input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している</p> <p><input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない</p> <p>届出 →<input type="checkbox"/>あり 適用開始年月日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/>なし</p> | | |
|----------------------------|---|---|--|--|

| | | | | |
|----------------------------|---|--|--|--|
| <p>18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> | <p>の平均の2倍以上になること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>②事業所等において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての障害福祉人材に周知し、県知事に届け出ていること。</p> <p>③福祉・介護職員専ら低所宮改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営等の悪化により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について県知事に届け出ること。</p> <p>④事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。</p> <p>⑤児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>⑥児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦②の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額をすべての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>⑧⑦の処遇改善の内容等について、インターネット等の利用その他適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） Ⅰ①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> | | | |
|----------------------------|---|--|--|--|

第9 居宅訪問型児童発達支援給付費等の算定及び取扱い【居宅訪問型児童発達支援】

| 主眼事項 | 着眼点（根拠法令等） | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|-----------------------|---|---|---|------|
| 1 居宅訪問型児童発達支援給付費 | 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定する。【1, 035単位】 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 運営規程 4 受給者証（写） | |
| {各種加算} 2 訪問支援員特別加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数に加算する。【679単位】 ※訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い（平24障発0330第16第二の2(4)①） 訪問支援員特別加算については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる者であって、次の(一)又は(二)のいずれかの職員が配置されているものとして知事に届け出た事業所について加算するものであること。 (一)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 (二)障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| 3 特別地域加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の【100分の15】に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ※特別地域加算の取扱い（平24障発0330第16第二の2(4)②） 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第71条の13第5号に規定する通常の事業の実施地域を超えて支援を提供した場合、指定通所基準第71条の12第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| 4 通所施設移行支援加算 | 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。【500単位】 ※通所施設移行支援加算の取扱い（平24障発0330第16第二の2(4)③） (一)居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。 (二)通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--|---|--|
| | する記録を行うこと。 | | | |
| 5 利用者負担 上限額管理加 算 | 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。【150単位】 ※利用者負担上限額管理加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(4)④) 通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| 6 福祉・介護職 員処遇改善加 算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)1から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 ※1厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・十の二)児発準用平24厚労告270・二 ※2福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(4)⑤) 通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 介護職員処遇改善計画書 4 就業規則・給与規程・労働保険に加入していることが確認できる書類等 | |
| 8 福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する ※福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 通所報酬告示第4の6の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑰を準用する。 | <input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど <input type="checkbox"/> 適正に算定していない <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり 適用開始年月日 | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし | | |
|--|--|---|--|--|

第10 保育所等訪問支援給付費等の算定及び取扱い【保育所等訪問支援】

| 主眼事項 | 着眼点（根拠法令等） | 自主点検結果 | 確認書類 | 確認結果 |
|-----------------------|--|---|---|------|
| 1 保育所等訪問支援給付費 | 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定する。 【1, 035単位】（平24厚労告122別表第5の1、注1） | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 2 届出状況の確認 3 運営規程 4 受給者証（写） | |
| {各種加算} 2 訪問支援員特別加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数に加算する。【679単位】（平24厚労告122別表第5の1、注1の2） ※訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い（平24障発0330第16第二の2(4)①） 訪問支援員特別加算については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる者であって、次の(一)又は(二)のいずれかの職員が配置されているものとして知事に届け出た事業所について加算するものであること。 (一)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者 (二)障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| 3 特別地域加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合は、1回につき所定単位数の【100分の15】に相当する単位数を所定単位数に加算する。（平24厚労告122別表第5の1、注3） ※特別地域加算の取扱い（平24障発0330第16第二の2(4)②） 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第71条の13第5号に規定する通常の事業の実施地域を超えて支援を提供した場合、指定通所基準第71条の12第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | 1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票 | |
| 4 初回加算 | 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。【200単位】（平24厚労告122別表第5の1の2） ※初回加算の取扱い（平24障発0330第16第二の2(5)③） (一)利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。 ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援を利用したことがない場合に限り算定 | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | 1 介護給付費等明細書、サービス提供実績記録票 2 保育所等訪問支援計画 3 サービス提供記録 | |

| | | | | |
|-----------------|---|--|--|--|
| | <p>できることとする。</p> <p>(二)児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> | | | |
| 5 家庭連携加算 | <p>指定保育所等訪問支援事業所において、指定基準の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算する。(平24厚労告122別表第5の1の3)</p> <p>イ 所要時間1時間未満の場合 187単位</p> <p>ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 家庭連携の記録</p> | |
| 6 利用者負担上限額管理加算 | <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。【150単位】(平24厚労告122別表第5の2)</p> <p>※利用者負担上限額管理加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(5)⑤)</p> <p>通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> | |
| 6 福祉・介護職員処遇改善加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。(平24厚労告122別表第5の3)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)1から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告270・十の二) 児発準用平24厚労告270・二</p> <p>※2 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い(平24障発0330第16第二の2(4)⑤)</p> | <input type="checkbox"/> 適正に算定している <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 <input type="checkbox"/> あり 適用開始年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし | <p>1 通所給付費明細書及びサービス提供実績記録票</p> <p>2 届出状況の確認</p> <p>3 介護職員処遇改善計画書</p> <p>4 就業規則・給与規程・労働保険に加入していることが確認できる書類等</p> | |

| | | | | |
|--------------------|---|--|--|--|
| | 通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。 | | | |
| 8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。(平24厚労告122別表第5の4)</p> <p>※福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 通所報酬告示第4の6の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑪を準用する。</p> | <input type="checkbox"/> 条件を満たして適正に算定している <input type="checkbox"/> 条件を満たしていないなど適正に算定していない <input type="checkbox"/> 適正に算定していない 届出 → <input type="checkbox"/> あり 適用開始年月日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし | | |